

「審査事務規程」(平成14年7月1日検査法人規程第11号)改正新旧対照表

平成16年4月20日施行

新	旧
<p>第1章 総則</p> <p>1-3 用語の定義 この規程における用語の定義は、法第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>～ (略)</p> <p><u>21</u> (略)</p> <p><u>22</u> (略)</p> <p><u>23</u> (略)</p> <p><u>24</u> 「三輪自動車」とは、3個の車輪を備える自動車であって、<u>25</u>のいずれかに該当するもの以外のものをいう。</p> <p><u>25</u> (略)</p> <p><u>26</u> 「車両中心線」とは、直進姿勢にある自動車を平たんな面に置いたときの次に掲げる直線とする。</p> <p>ア 四輪以上の自動車にあつては、左右の前車輪及び後車輪のそれぞれのタイヤ接地部中心点を結ぶ線分の中点を通る直線</p> <p>イ 前1輪の三輪自動車にあつては、左右の後車輪のタイヤ接地部中心点を結ぶ線分の中点を通り同線分と直角な水平線(前2輪の三輪自動車もこれに準ずる。)</p> <p>ウ 二輪自動車及び側車付二輪自動車(<u>25</u>イに規定する側車付二輪自動車を除く。)にあつては、前後車輪(側車付二輪自動車の側車輪を除く。)のタイヤ接地部中心点を通る直線</p> <p>エ <u>25</u>イに規定する側車付二輪自動車にあつては、前車輪のタイヤ接地部中心点を通り、かつ、後車輪を含む鉛直面に垂直な直線</p> <p>オ カタピラ又はカタピラ及びそりを有する自動車にあつては、左右のカタピラ又は左右のそりの中心線から等距離にある直線</p> <p><u>27</u> (略)</p> <p><u>28</u> (略)</p> <p><u>29</u> (略)</p> <p><u>30</u> 「四輪以上の自動車」とは、4個以上の車輪を備える自動車であつて、<u>25</u>アに該当するもの以外のものをいう。</p> <p><u>31</u> (略)</p> <p><u>32</u> (略)</p> <p><u>33</u> 「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」とは、<u>法第75条の2</u>第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車(法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)をいう。</p> <p><u>34</u> (略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1-3 用語の定義 この規程における用語の定義は、法第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>～ (略)</p> <p><u>21</u> (略)</p> <p><u>22</u> (略)</p> <p><u>23</u> (略)</p> <p><u>24</u> 「三輪自動車」とは、3個の車輪を備える自動車であつて、<u>24</u>のいずれかに該当するもの以外のものをいう。</p> <p><u>25</u> (略)</p> <p><u>26</u> 「車両中心線」とは、直進姿勢にある自動車を平たんな面に置いたときの次に掲げる直線とする。</p> <p>ア 四輪以上の自動車にあつては、左右の前車輪及び後車輪のそれぞれのタイヤ接地部中心点を結ぶ線分の中点を通る直線</p> <p>イ 前1輪の三輪自動車にあつては、左右の後車輪のタイヤ接地部中心点を結ぶ線分の中点を通り同線分と直角な水平線(前2輪の三輪自動車もこれに準ずる。)</p> <p>ウ 二輪自動車及び側車付二輪自動車(<u>25</u>イに規定する側車付二輪自動車を除く。)にあつては、前後車輪(側車付二輪自動車の側車輪を除く。)のタイヤ接地部中心点を通る直線</p> <p>エ <u>24</u>イに規定する側車付二輪自動車にあつては、前車輪のタイヤ接地部中心点を通り、かつ、後車輪を含む鉛直面に垂直な直線</p> <p>オ カタピラ又はカタピラ及びそりを有する自動車にあつては、左右のカタピラ又は左右のそりの中心線から等距離にある直線</p> <p><u>27</u> (略)</p> <p><u>28</u> (略)</p> <p><u>29</u> (略)</p> <p><u>30</u> 「四輪以上の自動車」とは、4個以上の車輪を備える自動車であつて、<u>24</u>アに該当するもの以外のものをいう。</p> <p><u>31</u> (略)</p> <p><u>32</u> (略)</p> <p><u>33</u> 「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」とは、<u>法75条の2</u>第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車(法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)をいう。</p> <p><u>34</u> (略)</p>

35 (略)

36 (略)

第2章 審査の実施方法

2-3 審査時における指示等

(1) 検査担当者は、審査時において、受検車両(検査を受ける自動車をいう。「以下同じ。」)が次の各号に掲げる状態にない場合又は受検者(検査を受検する者をいう。「以下同じ。」)が次の各号に掲げる行為を行わなかった場合には、それぞれ該当する指示を受検者に対し行う。また、検査担当者は、自動車検査場内における審査業務を適正かつ円滑に実施するために必要な範囲内において、受検車両の操作等に関する指示を受検者に対し行う。

検査担当者がこれらの指示を行った場合において、受検者が検査担当者の指示に従わず、次の各号に掲げる状態にない場合又は次の各号に掲げる行為が行われなかった場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。

～ (略)

脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンプを装着した状態とすること。

(2) (略)

2-5 製作年月日

自動車の製作年月日は、次のとおりとする。

(略)

__に規定する自動車以外の自動車については、原則として、初めての検査に係る申請書の提出日。ただし、次の各号のいずれかに該当する自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる製作日、発行日等とする。この場合において、複数の製作年月日となる場合は、そのうちの最も古い年月日とする。

ア～キ (略)

2-9 走行距離計表示値の確認

(1) 4-91-1(2)の規定により走行距離計を備えなければならない普通自動車及び小型自動車であって、次の検査に係るものについて、走行距離計の確認を行うものとする。

～ (略)

(2) (略)

2-14 破壊試験

2-14-1 破壊試験

35 (略)

36 (略)

第2章 審査の実施方法

2-3 審査時における指示等

(1) 検査担当者は、審査時において、受検車両(検査を受ける自動車をいう。「以下同じ。」)が次の各号に掲げる状態にない場合又は受検者(検査を受検する者をいう。「以下同じ。」)が次の各号に掲げる行為を行わなかった場合には、それぞれ該当する指示を受検者に対し行う。また、検査担当者は、自動車検査場内における審査業務を適正かつ円滑に実施するために必要な範囲内において、受検車両の操作等に関する指示を受検者に対し行う。

検査担当者がこれらの指示を行った場合において、受検者が検査担当者の指示に従わず、次の各号に掲げる状態にない場合又は次の各号に掲げる行為が行われなかった場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。

～ (略)

(2) (略)

2-5 製作年月日

自動車の製作年月日は、次のとおりとする。

(略)

(1)に規定する自動車以外の自動車については、原則として、初めての検査に係る申請書の提出日。ただし、次の各号のいずれかに該当する自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる製作日、発行日等とする。この場合において、複数の製作年月日となる場合は、そのうちの最も古い年月日とする。

ア～キ (略)

2-9 走行距離計表示値の確認

(1) 4-84-1(2)の規定により走行距離計を備えなければならない普通自動車及び小型自動車であって、次の検査に係るものについて、走行距離計の確認を行うものとする。

～ (略)

(2) (略)

2-14 破壊試験

2-14-1 破壊試験

この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準については、当該技術基準が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。ただし、4 - 22 1 - 2 (3)並びに4 - 27 1 (1)、(7)及び(11) に規定する技術基準を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあつては、この限りでない。

、 (略)

2 - 14 - 2 書面審査

4 - 22 - 1 - 2 (4) 並びに 4 - 27 - 1 (2)、(8) 及び (12) に規定する技術基準への適合性を証する書面の審査は、次により行うものとする。

次のいずれかの書面であること。

ア 当該検査に係る自動車を製作した者が証明した書面の原本（当該書面が複数の自動車について証明している場合には、当該書面の写しであつて原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったもの）

イ 当該検査に係る自動車に、技術基準と同等とされている外国基準に適合している旨のラベル、銘板、鋳出し等の当該自動車を製作した者による表示がある場合には、当該外国基準に適合している旨を記載した書面

ウ 技術基準に規定している試験を行える公的な試験機関又は国土交通省が指定した外国試験機関が発行した試験成績書の原本（当該試験成績書の原本の提示があった場合には、当該試験成績書の写し）

(略)

書面の審査にあたっては、次により判断すること。

ア アの書面について

(ア) 技術基準と同等とされている外国基準への適合性が記載されており、かつ、その記載に係る証明が真正なものと判断できる場合には、当該検査に係る自動車が保安基準に適合していると判断する。

(イ) 技術基準と同等とされている外国基準への適合性が記載されていない場合、又は技術基準と同等とされている外国基準以外への適合性が記載されている場合には、当該自動車が保安基準に適合していないと判断する。

イ ウの書面について

(ア) 4 - 22 - 1 - 2 (4) について

試験を実施した自動車が技術基準に規定する判定基準に適合しており、かつ、当該検査に係る自動車が 4 - 22 - 1 - 2 (4) の規定（当該規程中、「指定自動車等」とあるのは「試験を実施した自動車」と読み替えるものとする。）に適合する場合には、該当する技術基準に適合していると判断する。

(イ) 4 - 27 - 1 (2) について

試験を実施した自動車が技術基準に規定する判定基準に適合しており、かつ、当該検査に係る自動車が 4 - 27 - 1 (2) の規定（当該規程中、「指定自動車等」とあるのは「試験を実施した自動車」と読み替えるものとする。）に適合する場合には、該当する技術基準に適合していると判断する。

この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準については、当該技術基準が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。ただし、4 - 18 1 - 2 (3)並びに4 - 22 1 - 2 (1)及び(4)に規定する技術基準を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあつては、この限りでない。

、 (略)

2 - 14 - 2 書面審査

4 - 18 - 1 - 2 (4) 並びに 4 - 22 - 1 - 2 (2) 及び (5) に規定する技術基準への適合性を証する書面の審査は、次により行うものとする。

次のいずれかの書面であること。

ア 当該検査に係る自動車を製作した者が証明した書面の原本

イ 当該検査に係る自動車に、技術基準と同等とされている外国基準に適合している旨のラベル、銘板、鋳出し等の当該自動車を製作した者による表示がある場合には、当該外国基準に適合している旨を記載した書面

ウ 技術基準に規定している試験を行える公的な試験機関又は国土交通省が指定した外国試験機関が発行した試験成績書の原本（当該試験成績書の原本の提示があった場合には、当該試験成績書の写し）

(略)

書面の審査にあたっては、次により判断すること。

ア アの書面について

(ア) 技術基準と同等とされている外国基準への適合性が記載されており、かつ、その記載に係る証明が真正なものと判断できる場合には、当該検査に係る自動車が保安基準に適合していると判断する。

(イ) 技術基準と同等とされている外国基準への適合性が記載されていない場合、又は技術基準と同等とされている外国基準以外への適合性が記載されている場合には、当該自動車が保安基準に適合していないと判断する。

イ ウの書面について

(ア) 4 - 18 - 1 - 2 (4) について

試験を実施した自動車が技術基準に規定する判定基準に適合しており、かつ、当該検査に係る自動車が 4 - 18 - 1 - 2 (4) の規定（この場合において、「指定自動車等」とあるのは「試験を実施した自動車」と読み替えるものとする。）に適合する場合には、該当する技術基準に適合していると判断する。

(イ) 4 - 22 - 1 - 2 (2) について

試験を実施した自動車が技術基準に規定する判定基準に適合しており、かつ、当該検査に係る自動車が 4 - 22 - 1 - 2 (2) の規定（この場合において、「指定自動車等」とあるのは「試験を実施した自動車」と読み替えるものとする。）に適合する場合には、該当する技術基準に適合していると判断する。

(ウ) 4 - 27 - 1 (8) について

試験を実施した自動車~~が~~技術基準に規定する判定基準に適合しており、かつ、当該検査に係る自動車~~が~~ 4 - 27 - 1 (8) の規定 (当該規程中、「指定自動車等」とあるのは「試験を実施した自動車」と読み替えるものとする。) に適合する場合には、該当する技術基準に適合していると判断する。

(エ) 4 - 27 - 1 (12) について

試験を実施した自動車~~が~~技術基準に規定する判定基準に適合しており、かつ、当該検査に係る自動車~~が~~ 4 - 27 - 1 (12) の規定 (当該規程中、「指定自動車等」とあるのは「試験を実施した自動車」と読み替えるものとする。) に適合する場合には、該当する技術基準に適合していると判断する。

(ウ) 4 - 22 - 1 - 2 (5) について

試験を実施した自動車~~が~~技術基準に規定する判定基準に適合しており、かつ、当該検査に係る自動車~~が~~ 4 - 22 - 1 - 2 (5) の規定 (この場合において、「指定自動車等」とあるのは「試験を実施した自動車」と読み替えるものとする。) に適合する場合には、該当する技術基準に適合していると判断する。

第3章 審査結果の通知

3-3-8 車体の形状欄

検査表2の車体の形状欄は、下表の例により記載するものとする。

自動車の種類	車体の形状	
用大 途型 自特 動殊 車自 以動 外車 の及 び 動特 車種	乗車定員 10 人以下の乗 用自動車	(略)
	乗車定員 11 人以上の乗 合自動車	(略)
	貨物自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「三輪トラック」「三輪ダンプ」「三輪バン」「トラクタ」「三輪トラクタ」「ボンネット(トラクタ)」「キャブオーバ(トラクタ)」「バン(トラクタ)」「 <u>ダンプ(トラクタ)</u> 」「三輪トラック(トラクタ)」「三輪バン(トラクタ)」「セミトレーラ」「フルトレーラ」「ドリー付トレーラ」「バンセミトレーラ」「バンフルトレーラ」「ドリー付バントレーラ」「ダンプセミトレーラ」「ダンプフルトレーラ」「コンテナセミトレーラ」「コンテナフルトレーラ」「コンテナ専用車」「コンテナ専用車(トラクタ)」「荷台昇降車」
特種用途自動車	(略)	
大型特殊自動車	「ショベル・ローダ」「タイヤ・ローラ」「ロード・ローラ」「グレーダ」「ロード・スタビライザ」「スクレーパ」「ロータリ除雪自動車」「アスファルト・フィニッシャ」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイーパー」「ダンパ」「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブルドーザ」「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キャリヤ」「 <u>草刈作業車</u> 」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」「ポール・トレーラ」	

- 注. 1 特種用途自動車及び大型特殊自動車で二輪又は三輪のものにあつては、その旨(例二輪、三輪)を付記すること。
2. 特種用途自動車でセミトレーラ、フルトレーラ又はドリー付トレーラのものにあつては、その旨(例セミトレーラ、フルトレーラ、ドリー付トレーラ)を付記すること。

第3章 審査結果の通知

3-3-8 車体の形状欄

検査表2の車体の形状欄は、下表の例により記載するものとする。

自動車の種類	車体の形状	
用大 途型 自特 動殊 車自 以動 外車 の及 び 動特 車種	乗車定員 10 人以下の乗 用自動車	(略)
	乗車定員 11 人以上の乗 合自動車	(略)
	貨物自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「三輪トラック」「三輪ダンプ」「三輪バン」「トラクタ」「三輪トラクタ」「ボンネット(トラクタ)」「キャブオーバ(トラクタ)」「バン(トラクタ)」「 <u>ダンプ(トラクタ)</u> 」「三輪トラック(トラクタ)」「三輪バン(トラクタ)」「セミトレーラ」「フルトレーラ」「ドリー付トレーラ」「バンセミトレーラ」「バンフルトレーラ」「ドリー付バントレーラ」「ダンプセミトレーラ」「ダンプフルトレーラ」「コンテナセミトレーラ」「コンテナフルトレーラ」「コンテナ専用車」「コンテナ専用車(トラクタ)」「荷台昇降車」
特種用途自動車	(略)	
大型特殊自動車	「ショベル・ローダ」「タイヤ・ローラ」「ロード・ローラ」「グレーダ」「ロード・スタビライザ」「スクレーパ」「ロータリ除雪自動車」「アスファルト・フィニッシャ」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイーパー」「ダンパ」「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブルドーザ」「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キャリヤ」「 <u>農耕トラクタ</u> 」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」「ポール・トレーラ」	

- 注. 1 特種用途自動車及び大型特殊自動車で二輪又は三輪のものにあつては、その旨(例二輪、三輪)を付記すること。
2. 特種用途自動車でセミトレーラ、フルトレーラ又はドリー付トレーラのものにあつては、その旨(例セミトレーラ、フルトレーラ、ドリー付トレーラ)を付記すること。

3 - 3 9 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄

(1) 検査表2の乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、(2)から(10)までにより記載するものとする。ただし、保安基準第55条に基づく基準緩和の認定を受けた国際海上コンテナを輸送する自動車にあっては、「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被牽引自動車等の改造等の取扱いについて(依命通達)」(平成10年3月31日自技第61号)に定めるところによるものとする。

(2)～(4) (略)

(5) 牽引自動車であって第五輪荷重を有する自動車(次号に規定する自動車を除く。)については、次によるものとし、それぞれ次の例により記載する。

最大積載量欄には4-103(11)により算出した牽引重量(連結部の中心の位置を移動することができる牽引自動車(以下「連結部移動装置付牽引自動車」という。)にあっては、最大の第五輪荷重が算出される位置における牽引重量とする。)を記載するとともに、4-103(3)により算出した第五輪荷重(連結部移動装置付牽引自動車にあっては、最大の第五輪荷重とする。)を括弧書で記載する。

(略)

(6) 牽引自動車であって第五輪荷重のほかに積載量を有する自動車については、最大積載量欄に4-103(3)により算出した第五輪荷重と積載量の合計を、備考欄にその内訳及び4-103(11)により算出した牽引重量を、次の例により記載する。

(例)

			車体の形状	
			トラック	
乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量
3人	8000 kg		6990 kg	15155 kg
長さ	幅	高さ		
553 cm	244 cm	282 cm		

備考

最大積載量内訳、第五輪荷重 6750kg、積載量 1250kg、牽引重量 36680kg

(7) 脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、基準緩和認定書の「基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限」欄に記載されている本数のスタンションを装着した状態において定めた最大積載量及び車両総重量を記載する。

3 - 3 9 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄

(1) 検査表2の乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、(2)から(9)までにより記載するものとする。ただし、保安基準第55条に基づく基準緩和の認定を受けた国際海上コンテナを輸送する自動車にあっては、「最大現に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被牽引自動車等の改造等の取扱いについて(依命通達)」(平成10年3月31日自技第61号)に定めるところによるものとする。

(2)～(4) (略)

(5) 牽引自動車であって第五輪荷重を有する自動車(次号に規定する自動車を除く。)については、次によるものとし、それぞれ次の例により記載する。

最大積載量欄には4-96(11)により算出した牽引重量(連結部の中心の位置を移動することができる牽引自動車(以下「連結部移動装置付牽引自動車」という。)にあっては、最大の第五輪荷重が算出される位置における牽引重量とする。)を記載するとともに、4-96(3)により算出した第五輪荷重(連結部移動装置付牽引自動車にあっては、最大の第五輪荷重とする。)を括弧書で記載する。

(略)

(6) 牽引自動車であって第五輪荷重のほかに積載量を有する自動車については、最大積載量欄に4-96(3)により算出した第五輪荷重と積載量の合計を、備考欄にその内訳及び4-96(11)により算出した牽引重量を、次の例により記載する。

(例)

			車体の形状	
			トラック	
乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量
3人	8000 kg		6990 kg	15155 kg
長さ	幅	高さ		
553 cm	244 cm	282 cm		

備考

最大積載量内訳、第五輪荷重 6750 K G、積載量 1250 K G、牽引重量 36680 K G

(8) 分割不可能な単体物品を輸送することに関する基準緩和認定（以下「単体物品基準緩和認定」という。）を受けた被牽引自動車であって、緩和項目が保安基準第4条（車両総重量）又は同第4条及び第4条の2（軸重等）に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。

最大積載量欄には基準最大積載量（保安基準第53条の規定に基づき指定する分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量をいう。以下同じ。）を記載する。ただし、併せて分割可能貨物基準緩和認定を受けたものにあつては、最大積載量欄には分割可能貨物基準緩和最大積載量（基準緩和を受けて分割可能な貨物を輸送する場合について地方運輸局長が定めた最大積載量をいう。）を記載する。

（略）

車両総重量欄には基準車両総重量（保安基準第4条に定める車両総重量及び第4条の2に定める軸重等の基準を超えない範囲で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量をいう。以下同じ。）を記載する。ただし、併せて分割可能貨物基準緩和認定を受けたものにあつては、車両総重量欄には分割可能貨物基準緩和車両総重量（分割可能貨物基準緩和最大積載量と車両重量の合計をいう。以下同じ。）を記載する。

、（略）

（単体物品基準緩和認定を受けた場合の記載の例）

		車体の形状	
		セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
- 人	18000 (40000) kg	9990kg	27990 (49990) kg

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧外は分割可能な物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示し、括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(7) 分割不可能な単体物品を輸送することに関し、基準緩和認定を受けた被牽引自動車であつて、緩和項目が保安基準第4条（車両総重量）又は同第4条及び第4条の2（軸重等）に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。

最大積載量欄には基準最大積載量（保安基準第53条の規定に基づき指定する分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量をいう。以下同じ。）を記載する。ただし、分割可能な貨物を輸送することに関し併せて基準緩和認定を受けたものにあつては、最大積載量欄には分割可能貨物基準緩和最大積載量（基準緩和を受けて分割可能な貨物を輸送する場合について地方運輸局長が定めた最大積載量をいう。）を記載する。

（略）

車両総重量欄には基準車両総重量（保安基準第4条に定める車両総重量及び第4条の2に定める軸重等の基準を超えない範囲で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量をいう。以下同じ。）を記載する。ただし、分割可能な貨物を輸送することに関し併せて基準緩和認定を受けたものにあつては、車両総重量欄には分割可能貨物基準緩和車両総重量（分割可能貨物基準緩和最大積載量と車両重量の合計をいう。以下同じ。）を記載する。

、（略）

（単体物品基準緩和を受けた場合の記載の例）

		車体の形状	
		セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
- 人	18000 (40000) Kg	9990Kg	27990 (49990) Kg

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧外は分割可能な物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示し、括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(単体物品基準緩和認定と分割可能貨物基準緩和認定を併せて受けた場合の記載の例)

		車体の形状	
		セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
- 人	26000 (40000) kg	9990kg	35990 (49990) kg

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧外は分割可能な物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示し、括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(9) 「重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車の認定に係る特例措置について」(平成15年3月31日自技第383号)により基準緩和の認定を受けた被牽引自動車については、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。
~ (略)

(例1) 特区基準緩和の認定を受けた自動車

		車体の形状	
		セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
- 人	[26000] 18000 kg	9990 kg	[35990] 27990 kg

備考

特区基準緩和車

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧外は分割可能な物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示し、括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(単体物品基準緩和と分割可能貨物基準緩和を併せて受けた場合の記載の例)

		車体の形状	
		セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
- 人	26000 (40000) Kg	9990Kg	35990 (49990) Kg

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧外は分割可能な物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示し、括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(8) 「重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車の認定に係る特例措置について」(平成15年3月31日自技第383号)により基準緩和の認定を受けた被牽引自動車については、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。
~ (略)

(例1) 特区基準緩和の認定を受けた自動車

		車体の形状	
		セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
- 人	[26000] 18000 Kg	9990 Kg	[35990] 27990 Kg

備考

特区基準緩和車

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧外は分割可能な物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示し、括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(例2) (8)と特区基準緩和の認定を併せて受けた自動車

		車体の形状	
		セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
- 人	[26000] 18000 [40000] kg	9990 kg	[35990] 27990 [49990] kg

備考

特区基準緩和車

最大積載量欄及び車両総重量欄中上段括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。
最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧外は分割可能な物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示し、括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(10) 自動車の最大積載量は、4 - 103 (4 - 103(5)から(9)までを除く。)又は5 - 103 (5 - 103(5)から(9)までを除く。)により算定した値を次の数値により記載する。
100 から 5,000 までは 50 毎、5,000 を超える場合は 100 毎 (単位はkg)

3 - 3 - 10 車両重量欄

検査票2の車両重量欄は、空車状態(脱着式座席を有する自動車にあっては、座席をすべて取り付けた状態を、脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、3 - 3 - 9 (7)の状態をいう。以下同じ。)における自動車の重量を記載するものとする。

3 - 3 - 11 長さ欄、幅欄及び高さ欄

(1) 検査票2の長さ欄、幅欄及び高さ欄は、4 - 2 - 1 (2)又は5 - 2 - 1 (2)により計測した数値(脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、3 - 3 - 9 (7)の状態を計測した数値とする)を記載するものとする。
ただし、セミトレーラの長さには、当該セミトレーラの最も前方及び後方の部分について4 - 2 - 1 (2) 又は5 - 2 - 1 (2) の規定に基づき測定した数値を記載するものとする。また、4 - 2 - 1 (2) 又は5 - 2 - 1 (2) の規定に基づき測定を行った場合であって、自動車の最も前方及び後方に当たる部分が自動車登録番号標、車両番号標又は字光式自動車登録番号標用証明用具等番号標に係る部品であるときは、当該部分を除いた状態で4 - 2 - 1 (2) 又は5 - 2 - 1 (2) の規定に基づき測定した数値を記載するものとする。

(例2) (7)と特区基準緩和の認定を合わせて受けた自動車

		車体の形状	
		セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
- 人	[26000] 18000 [40000] Kg	9990 Kg	[35990] 27990 [49990] Kg

備考

特区基準緩和車

最大積載量欄及び車両総重量欄中上段括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。
最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧外は分割可能な物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示し、括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(9) 自動車の最大積載量は、4 - 96 (4 - 96(5)から(9)までを除く。)又は5 - 96 (5 - 96(5)から(9)までを除く。)により算定した値を次の数値により記載する。
100 から 5,000 までは 50 毎、5,000 を超える場合は 100 毎 (単位はkg)

3 - 3 - 10 車両重量欄

検査票2の車両重量欄は、空車状態(脱着式座席を有する自動車にあっては、座席をすべて取り付けた状態をいう。以下同じ。)における自動車の重量を記載するものとする。

3 - 3 - 11 長さ欄、幅欄及び高さ欄

(1) 検査票2の長さ欄、幅欄及び高さ欄は、4 - 2 - 1 (2)又は5 - 2 - 1 (2)により計測した数値を記載するものとする。
ただし、セミトレーラの長さには、当該セミトレーラの最も前方及び後方の部分について4 - 2 - 1 (2) 又は5 - 2 - 1 (2) の規定に基づき測定した数値を記載するものとする。また、4 - 2 - 1 (2) 又は5 - 2 - 1 (2) の規定に基づき測定を行った場合であって、自動車の最も前方及び後方に当たる部分が自動車登録番号標、車両番号標又は字光式自動車登録番号標用証明用具等番号標に係る部品であるときは、当該部分を除いた状態で4 - 2 - 1 (2) 又は5 - 2 - 1 (2) の規定に基づき測定した数値を記載するものとする。

(2) (略)

3 - 3 14 軸重欄

検査票 2 の軸重欄は、4 - 5 - 1 (4) 又は 5 - 5 - 1 (4) により計測した数値を当該箇所欄に記載するものとする。

また、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても以下の例により備考欄に記載するものとする。

(例)

備考

車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時 前前軸重 1,220kg、
後前軸重 2,020kg、後後軸重 2,020kg

(2) (略)

3 - 3 14 軸重欄

検査票 2 の軸重欄は、4 - 5 - 1 (4) 又は 5 - 5 - 1 (4) により計測した数値を当該箇所欄に記載するものとする。

また、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても以下の例により備考欄に記載するものとする。

(例)

備考

車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時 前前軸重 1,220 K G、
後前軸重 2,020kg、後後軸重 2,020 K G

3 - 3 15 備考欄

(1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票 2 の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。

記載を要する自動車	記載事項	記載例
1. (略)	(略)	(略)
2. 4-57-2-1 (細目告示第 42 条第 1 項、第 2 項、第 120 条第 1 項)、4-57-2-1 (細目告示第 120 条第 2 項)、4-58-2-1 (細目告示第 42 条第 5 項、第 120 条第 5 項)、4-58-3 細目告示第 120 条第 6 項)、4-61-3(1)(細目告示第 121 条第 3 項)、5-57-2-1 (細目告示第 198 条第 1 項)、5-57-2-1 (細目告示第 198 条第 2 項)、5-58-2-1 (細目告示第 198 条第 5 項)、5-58-3(1)(細目告示第 198 条第 6 項)、5-61-3(1)(細目告示第 199 条第 3 項)の規定により、地方運輸局長の指定を受けた自動車	指定内容 指定年月日	前照灯の取付位置 関整車第 123 号 平成 13 年 7 月 1 日
3. ~ 5. (略)	(略)	(略)
5 - 1. 荷台に危険物のタンクを固定し、かつ、タンク以外に積載量を有する自動車	タンクに積載する物品名及び積載量の内訳	品名 灯油 容積 250 L 比重 0.80 積載量内訳 タンク 200kg 荷台 300kg
5 - 2. ~ 6. (略)	(略)	(略)
6 - 1. 被牽引自動車であって、次の各号に掲げるもの (1)第五輪荷重を有する牽引自動車で牽引されるもの (2)、(3) (略)	第五輪荷重が分担する荷重	第五輪荷重 7690kg 以上 (略)

3 - 3 15 備考欄

(1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票 2 の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。

記載を要する自動車	記載事項	記載例
1. (略)	(略)	(略)
2. 4-51-2-1 (細目告示第 42 条第 1 項、第 2 項、第 120 条第 1 項)、4-51-2-1 (細目告示第 120 条第 2 項)、4-52-2-1 (細目告示第 42 条第 5 項、第 120 条第 5 項)、4-52-3 細目告示第 120 条第 6 項)、4-55-3(1)(細目告示第 121 条第 3 項)、5-51-2-1 (細目告示第 198 条第 1 項)、5-51-2-1 (細目告示第 198 条第 2 項)、5-52-2-1 (細目告示第 198 条第 5 項)、5-52-3(1)(細目告示第 198 条第 6 項)、5-55-3(1)(細目告示第 199 条第 3 項)の規定により、地方運輸局長の指定を受けた自動車	指定内容 指定年月日	前照灯の取付位置 関整車第 123 号 平成 13 年 7 月 1 日
3. ~ 5. (略)	(略)	(略)
5 - 1. 荷台に危険物のタンクを固定し、かつ、タンク以外に積載量を有する自動車	タンクに積載する物品名及び積載量の内訳	品名 灯油 容積 250 L 比重 0.80 積載量内訳 タンク 200 K G 荷台 300 K G
5 - 2. ~ 6. (略)	(略)	(略)
6 - 1. 被牽引自動車であって、次の各号に掲げるもの (1)第五輪荷重を有する牽引自動車で牽引されるもの (2)、(3) (略)	第五輪荷重が分担する荷重	第五輪荷重 7690 K G 以上 (略)

7.(略)	(略)	(略)	7.(略)	(略)	(略)
8.4軸を超える自動車	軸重	第5軸重 8500kg	8.4軸を超える自動車	軸重	第5軸重 8500KG
9.~17.(略)	(略)	(略)	9.~17.(略)	(略)	(略)
18.熱害対策装置等を有する自動車であって、次の各号に掲げるもの(並行輸入自動車等、諸元表等による識別が困難なものに限る。)			18.熱害対策装置等を有する自動車であって、次の各号に掲げるもの(並行輸入自動車等、諸元表等による識別が困難なものに限る。)		
(1)断続器の形式が接点式のため熱害対策装置等の装着が必要なもの	断続器の形式が接点式である旨	接点式	(1)断続器の形式が接点式のため熱害対策装置等の装着が必要なもの	断続器の形式が接点式である旨	接点式
(2)断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果によりOBDシステムを備えていることが確認されたもの	OBDシステムを備えている旨	接点式、OBD	(2)断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果によりOBDシステムを備えていることが確認されたもの	OBDシステムを備えている旨	接点式、OBD
(3)断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果により失火検知システムを備えていることが確認されたもの	失火検知システムを備えている旨	接点式、失火警報	(3)断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果により失火検知システムを備えていることが確認されたもの	失火検知システムを備えている旨	接点式、失火警報
(4)公的試験機関の試験結果により4-51-1-2(1)又は5-51-1(1)ただし書き中「異常温度以上に上昇することを防止する装置」に該当することが確認されたもの	燃料カット方式の異常温度上昇防止装置を備えている旨	接点式、異常温度上昇防止システム搭載車(燃料カット方式)	(4)公的試験機関の試験結果により4-45-1-2(1)又は5-45-1(1)ただし書き中「異常温度以上に上昇することを防止する装置」に該当することが確認されたもの	燃料カット方式の異常温度上昇防止装置を備えている旨	接点式、異常温度上昇防止システム搭載車(燃料カット方式)
19.~25.(略)	(略)	(略)	19.~25.(略)	(略)	(略)
(2) 2-13 1ただし書きの規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、次により判断を行った場合は、通知書の備考欄にその旨を記載するものとする。 衝突時等における燃料漏れ防止に係る性能等に関し、4-22-1-2(5)により判断を行った場合 前面衝突時の乗員保護に係る性能等に関し、4-27-1(3)により判断を行った			(2) 2-13 1ただし書きの規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、次により判断を行った場合は、通知書の備考欄にその旨を記載するものとする。 衝突時等における燃料漏れ防止に係る性能等に関し、4-18-1-2(5)により判断を行った場合 前面衝突時の乗員保護に係る性能等に関し、4-22-1-2(3)により判断を行		

<p>場合 側面衝突時の乗員保護に係る性能等に関し、<u>4 - 27 - 1 (9)</u>により判断を行った場合 歩行者保護に係る性能等に関し、<u>4 - 27 - 1 (13)</u>により判断を行った場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>第4章 新規検査及び予備検査</p> <p>4 - 5 軸重等 4 - 5 - 1 テスタ等による審査 (1) ~ (3) (略) (4) 空車状態の自動車の軸重は、重量計等を用いて各軸ごとに計測した値(10kg未满是切り捨てるものとする。)とし、輪荷重は軸重をその軸にかかわる輪数で除した値とする。 この場合において、<u>連結部移動装置付牽引自動車</u>にあつては、最大の第五輪荷重が算定される連結部の位置において計測するものとする。 また、<u>車軸自動昇降装置付き自動車</u>にあつては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても各軸ごとに計測するものとする。 (5)、(6) (略)</p> <p>4 - 6 安定性 4 - 6 - 1 テスタ等による審査 (1) 自動車は、安定した走行を確保できるものとして、安定性に関し、重量計、傾斜角度測定機等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第5条関係、細目告示第8条関係、細目告示第86条関係) 、 (略) 側車付二輪自動車にあつては、空車状態及び積車状態における側車の車輪(駆動輪を除く。)の接地部にかかる荷重が、それぞれ車両重量及び車両総重量の35%以下であること。 ~ (略) (2)、(3) (略)</p> <p>4 - 10 速度抑制装置 4 - 10 - 2 性能要件(書面等による審査) (1) (略) (2) 指定自動車等に備えられている速度抑制装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度抑制装置であつて、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。</p>	<p>つた場合 側面衝突時の乗員保護に係る性能等に関し、<u>4 - 22 - 1 - 2 (6)</u>により判断を行った場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>第4章 新規検査及び予備検査</p> <p>4 - 5 軸重等 4 - 5 - 1 テスタ等による審査 (1) ~ (3) (略) (4) 空車状態の自動車の軸重は、重量計等を用いて各軸ごとに計測した値(10kg未满是切り捨てるものとする。)とし、輪荷重は軸重をその軸にかかわる輪数で除した値とする。 この場合において、<u>連結部移動装置付引自動車</u>にあつては、最大の第五輪荷重が算定される連結部の位置において計測するものとする。 また、<u>車軸自動昇降装置付き自動車</u>にあつては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても各軸ごとに計測するものとする。 (5)、(6) (略)</p> <p>4 - 6 安定性 4 - 6 - 1 テスタ等による審査 (1) 自動車は、安定した走行を確保できるものとして、安定性に関し、重量計、傾斜角度測定機等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第5条関係、細目告示第8条関係、細目告示第86条関係) 、 (略) 側車付二輪自動車にあつては、空車状態及び積車状態における側車の車輪の接地部にかかる荷重が、それぞれ車両重量及び車両総重量の35%以下であること。 ~ (略) (2)、(3) (略)</p> <p>4 - 10 速度抑制装置 4 - 10 - 2 性能要件(書面等による審査) (1) (略) (2) 指定自動車等に備えられている速度抑制装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度抑制装置であつて、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(略) 次の標識が車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面（牽引自動車を除く。）に表示されていること。 (図)(略)</p> <p>(備考) ア 形状は、車両の後面に表示するものについては直径が 130mm 以上の円、車室内に<u>表示するもの</u>については直径が 30mm 以上の円とする。 イ 文字の高さは、車両の後面に表示するものについては 25mm、車室内に表示するものについては 7mm 以上とする。 ウ 色彩は、文字を黒色とし、地を黄色とする。 (3) (略)</p> <p>4 - 13 かじ取装置 4 - 13 - 1 - 1 テスタ等による審査 四輪以上の自動車のかじ取装置は、かじ取車輪の横すべり量に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、かじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合の横すべり量が、走行 1m について 5mm を超えてはならない。ただし、その輪数が四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合に、指定自動車等の自動車製作者等（自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸出することを業とするものをいう。）がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあつては、この限りでない。（保安基準第 11 条第 1 項関係、細目告示第 13 条第 1 項第 1 号リ関係、細目告示第 91 条第 1 項第 1 号ル関係）</p> <p>4 - 14 施錠装置等 4 - 14 - 1 装備要件 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 3.5t を超える自動車及び被牽引自動車を除く。）の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置<u>又はかじ取装置</u>には、施錠装置を備えなければならない。（保安基準第 11 条の 2 第 1 項）</p> <p>4 - 17 二輪車の制動装置 4 - 17 - 2 - 2 視認等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条第 4 項関係、細目告示第 93 条第 4 項関係）</p>	<p>(略) 次の標識が車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面（牽引自動車を除く。）に表示されていること。 (図)(略)</p> <p>(備考) ア 形状は、車両の後面に表示するものについては直径が 130mm 以上の円、車室内に<u>示するもの</u>については直径が 30mm 以上の円とする。 イ 文字の高さは、車両の後面に表示するものについては 25mm、車室内に表示するものについては 7mm 以上とする。 ウ 色彩は、文字を黒色とし、地を黄色とする。 (3) (略)</p> <p>4 - 13 かじ取装置 4 - 13 - 1 - 1 テスタ等による審査 四輪以上の自動車のかじ取装置は、かじ取車輪の横すべり量に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、かじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合の横すべり量が、走行 1m について 5mm を超えてはならない。ただし、その輪数が四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合に、指定自動車等の自動車製作者等（自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸出することを業とするものをいう。）がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあつては、この限りでない。（保安基準第 11 条第 1 項関係、細目告示第 13 条第 1 項第 1 号リ関係、細目告示第 91 条第 1 項第 1 号ル関係）</p> <p>4 - 14 施錠装置等 4 - 14 - 1 装備要件 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 3.5t を超える自動車及び被牽引自動車を除く。）の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置<u>又は装置</u>には、施錠装置を備えなければならない。（保安基準第 11 条の 2 第 1 項）</p> <p>4 - 17 二輪車の制動装置 4 - 17 - 2 - 2 視認等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 15 条第 4 項関係、細目告示第 93 条第 4 項関係）</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

、 (略)
主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。ただし、1 - 3²⁵イの側車付二輪自動車であって、1個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあつては、この限りでない。この場合において、4 - 15 - 2 - 1 (3) 後段の規定を準用する。(細目告示第93条第4項第3号関係)
(略)

4 - 17 - 6 - 2 - 2 視認等による審査

制動装置は次の基準に適合するものでなければならない。

(略)
主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。ただし、1 - 3²⁵イの側車付二輪自動車であって、1個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあつては、この限りでない。この場合においてブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。
(略)

4 - 22 燃料装置

4 - 22 - 1 - 2 書面等による審査

- (1) ~ (3) (略)
(4) 次に掲げる燃料装置は、(3)の基準に適合するものとする。(細目告示第96条第3項関係)
(略)
細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提出がある燃料装置
(5) 2 - 14 - 1 ただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(3)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第96条第4項関係)
(略)
協定規則第34号への適合性を証する書面の提出があるもの

4 - 24 高圧ガスの燃料装置

4 - 24 - 1 性能要件(視認等による審査)

- (1) (略)
(2) 液化石油ガス(プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。)

、 (略)
主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。この場合において、4 - 15 - 2 - 1 (3) 後段の規定を準用する。(細目告示第93条第4項第3号関係)
(略)

4 - 17 - 6 - 2 - 2 視認等による審査

制動装置は次の基準に適合するものでなければならない。

(略)
主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。この場合においてブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。
(略)

4 - 22 燃料装置

4 - 22 - 1 - 2 書面等による審査

- (1) ~ (3) (略)
(4) 次に掲げる燃料装置は、(3)の基準に適合するものとする。(細目告示第96条第3項関係)
(略)
細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提示がある燃料装置
(5) 2 - 14 - 1 ただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(3)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第96条第4項関係)
(略)
協定規則第34号への適合性を証する書面の提示があるもの

4 - 24 高圧ガスの燃料装置

4 - 24 - 1 性能要件(視認等による審査)

- (1) (略)
(2) 液化石油ガス(プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。)

を燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1)の基準及び4-22-1-1(1)からまでに掲げる基準に適合するものでなければならない。この場合において、「燃料タンクの注入口及びガス抜口」とあるのは「ガス容器の充填口」と読み替えるものとする。(保安基準第17条第2項関係、細目告示第20条第2項関係、細目告示第98条第2項関係)

4-27 衝突時の車枠及び車体の保護性能

4-27-1 性能要件(書面等による審査)

[前面衝突時の乗員保護性能]

(1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第18条第2項関係、細目告示第22条第8項関係、細目告示第100条第8項関係)

専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員11人以上のもの

の自動車の形状に類する自動車

貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量2.8tを超えるもの

の自動車の形状に類する自動車

二輪自動車

側車付二輪自動車

カタピラ及びそりを有する軽自動車

大型特殊自動車

小型特殊自動車

最高速度20km/h未満の自動車

被牽引自動車

(2) 次に掲げる車枠及び車体は、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第100条第8項関係)

(略)

細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提出がある車枠及び車体

(3) 2-14-1のただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第100条第9項関係)

(略)

協定規則第94号への適合性を証する書面の提出があるもの

を燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1)の基準及び4-22-1-1からまでに掲げる基準に適合するものでなければならない。この場合において、「燃料タンクの注入口及びガス抜口」とあるのは「ガス容器の充填口」と読み替えるものとする。(保安基準第17条第2項関係、細目告示第20条第2項関係、細目告示第98条第2項関係)

4-27 衝突時の車枠及び車体の保護性能

4-27-1 性能要件(書面等による審査)

[前面衝突時の乗員保護性能]

(1) 自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員11人以上のもの及びその形状が専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員11人以上のものの形状に類する自動車、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量2.8tを超えるもの及びその形状が貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量2.8tを超えるものの形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車並びに被牽引自動車を除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして乗車人員の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第18条第2項関係、細目告示第22条第8項関係、細目告示第100条第8項関係)

(2) 次に掲げる車枠及び車体は、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第100条第8項関係)

(略)

細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提示がある車枠及び車体

(3) 2-14-1のただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第100条第9項関係)

(略)

協定規則第94号への適合性を証する書面の提示があるもの

<p>[オフセット衝突時の乗員保護性能] (4)から(6) 欠番</p> <p>[側面衝突時の乗員保護性能] (7) 座席の地上面からの高さが 700 mm以下の自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 22 条第 9 項関係、細目告示第 100 条第 10 項関係） <u>専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの</u> <u>の自動車の形状に類する自動車</u> <u>貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3.5 t を超えるもの</u> <u>の自動車の形状に類する自動車</u> <u>二輪自動車</u> <u>側車付二輪自動車</u> <u>三輪自動車</u> <u>カタピラ及びそりを有する軽自動車</u> <u>大型特殊自動車</u> <u>小型特殊自動車</u> <u>被牽引自動車</u></p> <p>(8) 次に掲げるものは、(7)の基準に適合するものとする。（細目告示第100条第10項関係）、 （略） 細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の<u>提出</u>があるもの</p> <p>(9) 2 - 14 - 1 のただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認められる装置は、(7)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。（細目告示第100条第11項関係） （略） 米国連邦自動車安全基準第214号（Federal Register vol.55 45722 October 30.1990）への適合性を証する書面の<u>提出</u>があるもの</p> <p>[歩行者保護性能] (10) <u>自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において当該歩行者の頭部に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該歩行者の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(11)の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第18条第 4 項関係）</u> <u>専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの</u></p>	<p>[オフセット衝突時の乗員保護性能] (4)から(6) 欠番</p> <p>[側面衝突時の乗員保護性能] (7) 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの及びその形状が専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの形状に類する自動車、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5 t を超えるもの及びその形状が貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5 t を超えるものの形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして乗車人員の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第18条第 3 項関係、細目告示第22条第 9 項関係、細目告示第100条第 10項関係）</p> <p>(8) 次に掲げるものは、(4)の基準に適合するものとする。（細目告示第100条第10項関係）、 （略） 細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の<u>提示</u>があるもの</p> <p>(9) 2 - 14 - 1 のただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認められる装置は、(4)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。（細目告示第100条第11項関係） （略） 米国連邦自動車安全基準第214号（Federal Register vol.55 45722 October 30.1990）への適合性を証する書面の<u>提示</u>があるもの</p> <p>[歩行者保護性能] (10)から(12) 欠番</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

の自動車の形状に類する自動車
貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 2.5t 以下であり、かつ、車枠と車体が
一体の構造であつて運転者室の前方に原動機を有するものを除く。）
の自動車の形状に類する自動車
二輪自動車
側車付二輪自動車
カタピラ及びそりを有する軽自動車
大型特殊自動車
小型特殊自動車
最高速度 20km/h 未満の自動車
被^{けん}引自動車

(11) 車枠及び車体は、次に掲げる基準（5 - 1 (2) の規定により、第 4 章の規定を適用
することとされる車枠及び車体にあつては、に掲げる基準。）に適合するものでなけれ
ばならない。（細目告示第22条第10項関係、細目告示第100条第12項関係）

ボンネット（ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネッ
トに相当するもの）の表面に鋭い突起を有していないこと。
細目告示別添 99「歩行者頭部保護の技術基準」に適合すること。

(12) 次に掲げる事項のいずれかに該当するものは、(11) の基準に適合するものとする。
（細目告示第100条第12項関係）

ボンネット（ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネッ
トに相当するもの）の材質及び構造が指定自動車等と同一の車枠及び車体であつて、
かつ、歩行者の頭部の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないもの
細目告示別添 99「歩行者頭部保護の技術基準」に定める基準への適合性を証する書
面の提出があるもの

(13) 2 - 1 4 - 1 のただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると
認める装置は、(11) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。（細目告示第
100条第13項関係）

ボンネット（ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネッ
トに相当するもの）の表面に鋭い突起を有していないもの
欧州連合指令 2003/102/EC への適合性を証する書面の提出があるもの

4 - 27 - 4 適用関係の整理

- (1) ~ (3) (略)
(4) 平成 20 年 12 月 31 日以前に製作された自動車（(6) 及び のものに限る。）について
は、4 - 27 - 8（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 1 項
第 2 号、第 3 号、第 4 項、第 5 項関係）

4 - 27 - 4 適用関係の整理

- (1) ~ (3) (略)
(4) 平成 20 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 27 - 8（従前規定の
適用）の規定を適用する。（適用関係告示第 15 条第 1 項第 2 号、第 3 号関係）

(5) 平成 20 年 12 月 31 日以前に製作された自動車((6) 及び のものを除く。)については、4 - 27 - 9 (従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 1 項第 2 号、第 3 号関係)

(6) 及び に掲げる自動車(平成 20 年 12 月 31 日以前に製作されたものを除く。)については、4 - 27 - 10 (従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 4 項、第 5 項関係)

次に掲げる自動車(の自動車を除く。)

ア 平成 17 年 8 月 31 日以前に製作された自動車

イ 平成 17 年 9 月 1 日から平成 22 年 8 月 31 日までに製作された自動車(平成 17 年 9 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)

ウ 平成 17 年 9 月 1 日から平成 22 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって平成 17 年 9 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車(平成 17 年 8 月 31 日以前に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。)

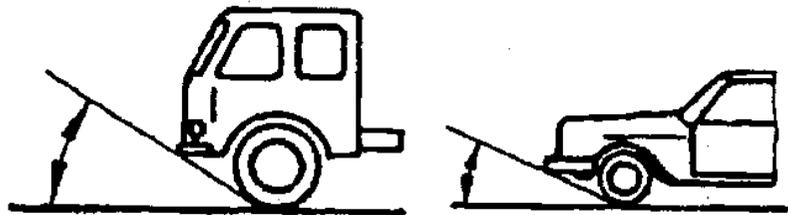
次に掲げる自動車のいずれにも該当するもの。

ア 次のいずれかに該当する自動車

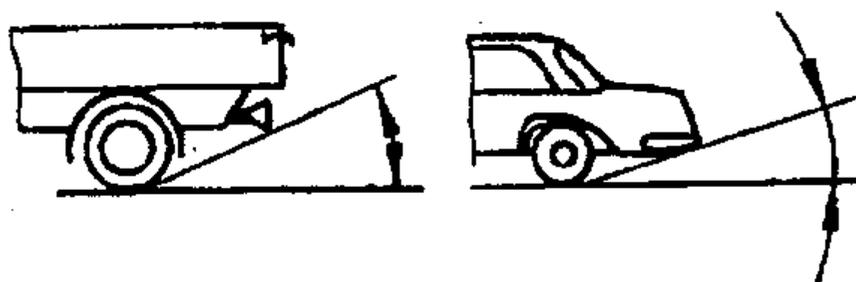
(ア) 座席の地上面からの高さが 475mm 以下の自動車

(イ) 次に掲げる 6 項目のうち 5 項目以上を満たす自動車

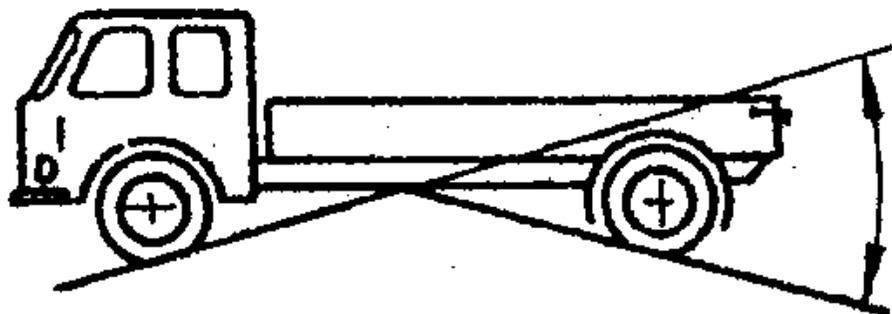
a 地面と、自動車の前軸の両輪タイヤ及び自動車の前軸の前方の車体に接する平面のなす角度が 25° 以上



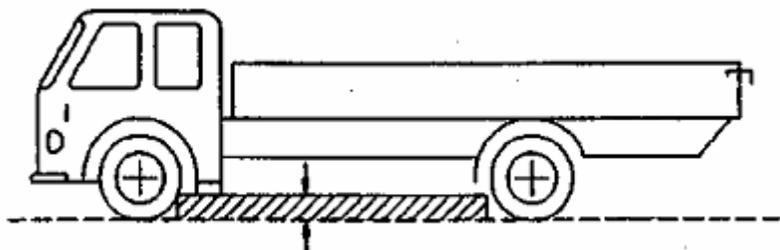
b 地面と、自動車の後軸の両輪タイヤ及び自動車の後軸の後方の車体に接する平面のなす角度が 20° 以上



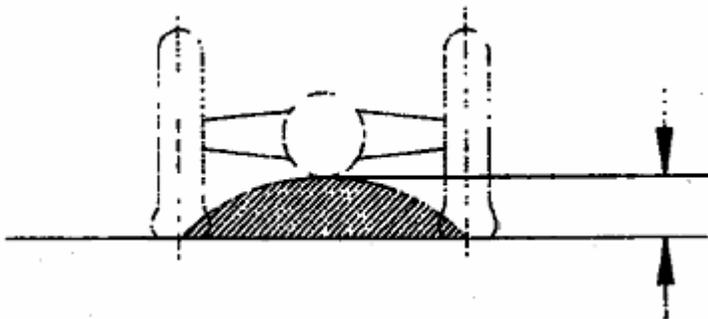
c 自動車の前軸の両輪タイヤに接し前軸より後上方に延びる平面と、後軸の両輪タイヤに接し後軸より前上方に延びる平面の交線が車体下面に接した状態において、この両平面のなす最小角度が 20° 以上



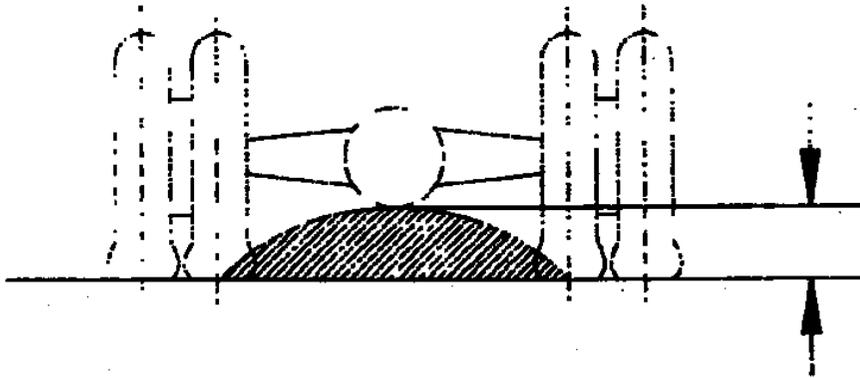
d 前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によって区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面の間の距離が 180mm 以上



e 前軸直下の最低地上高が 180mm 以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。



f 後軸直下の最低地上高が 180mm 以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面との距離をいう。



(ウ) 保安基準第 18 条第 4 項の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの

(エ) 原動機本体の前端を通り車両中心線に垂直な平面及び原動機本体の後端を通り車両中心線に垂直な平面と車両中心線とのそれぞれの交点の midpoint が、前面ガラスの下端の最前部をとおり車両中心線に垂直な平面より後方であり、かつ、最も後部にある座席の後端より前方にある自動車

(オ) 原動機として、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有し、それらが運転者室の前方に位置する自動車

イ 次に掲げる自動車

(ア) 平成 19 年 8 月 31 日以前に製作された自動車

(イ) 平成 19 年 9 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日までに製作された自動車（平成 19 年 9 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）

(ウ) 平成 19 年 9 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって平成 19 年 9 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（平成 19 年 8 月 31 日以前に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装

置の種類が同一であるものに限る。)

4 - 27 - 6 - 1 性能要件

[前面衝突時の乗員保護性能]

(1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。

専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの

の自動車の形状に類する自動車

貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 2.8 t を超えるもの

の自動車の形状に類する自動車

二輪自動車

側車付二輪自動車

カタピラ及びそりを有する軽自動車

大型特殊自動車

小型特殊自動車

最高速度 20km/h 未満の自動車

被牽引自動車

(2) 次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。

(略)

細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提出があるもの

(3) 2 - 14 - 1 のただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。

(略)

協定規則第 94 号への適合性を証する書面の提出があるもの

4 - 27 - 7 - 1 性能要件

[前面衝突時の乗員保護性能]

(1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。

専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの

の自動車の形状に類する自動車

貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 2.8 t を超えるもの

の自動車の形状に類する自動車

二輪自動車

側車付二輪自動車

4 - 27 - 6 - 1 性能要件

(1) 自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの及びその形状が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの形状に類する自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 2.8 t を超えるもの及びその形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 2.8 t を超えるもの形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、最高速度 20km/h 毎時未満の自動車並びに被牽引自動車を除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。

(2) 次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。

(略)

細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提示があるもの

(3) 2 - 14 - 1 のただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。

(略)

協定規則第 94 号への適合性を証する書面の提示があるもの

4 - 27 - 7 - 1 性能要件

(1) 自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの及びその形状が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの形状に類する自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 2.8 t を超えるもの及びその形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 2.8 t を超えるもの形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車並びに被牽引自動車を除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。

カタピラ及びそりを有する軽自動車

大型特殊自動車

小型特殊自動車

最高速度 20km/h 未満の自動車

被牽引自動車

(2) 次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。

(略)

細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提出があるもの

(3) 2 - 14 - 1 のただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。

(略)

協定規則第94号への適合性を証する書面の提出があるもの

[側面衝突時の乗員保護性能]

(4) (略)

(5) 次に掲げるものは、(4)の基準に適合するものとする。

(略)

細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提出があるもの

(6) 2 - 14 - 1 のただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、次に掲げるものは、(4)の基準に適合するものとする。

(略)

米国連邦自動車安全基準第 214 号(Federal Register vol.55 45722 October 30.1990)への適合性を証する書面の提出があるもの

4 - 27 - 8 従前規定の適用

平成 20 年 12 月 31 日以前に製作された自動車(4 - 27 - 10 及び のものに限る。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 項、第 5 項関係)

4 - 27 - 8 - 1 性能要件

[前面衝突時の乗員保護性能]

(1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。

専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの

の自動車の形状に類する自動車

貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 2.8 t を超えるもの

の自動車の形状に類する自動車

(2) 次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。

(略)

細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提示があるもの

(3) 2 - 14 - 1 のただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、次の各号に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。

(略)

協定規則第94号への適合性を証する書面の提示があるもの

(4) (略)

(5) 次に掲げるものは、(4)の基準に適合するものとする。

(略)

細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提示があるもの

(6) 2 - 14 - 1 のただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(4)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。

(略)

米国連邦自動車安全基準第 214 号(Federal Register vol.55 45722 October 30.1990)への適合性を証する書面の提示があるもの

4 - 27 - 8 従前規定の適用

平成 20 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 1 項第 2 号、第 3 号関係)

4 - 27 - 8 - 1 性能要件

(1) 自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの及びその形状が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のものの形状に類する自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 2.8 t を超えるもの及びその形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 2.8 t を超えるものの形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車並びに被牽引自動車を除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合にお

<p> <u>二輪自動車</u> <u>側車付二輪自動車</u> <u>カタピラ及びそりを有する軽自動車</u> <u>大型特殊自動車</u> <u>小型特殊自動車</u> <u>最高速度 20km/h 未満の自動車</u> <u>被牽引自動車</u> </p> <p>(2) 次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。 (略) 細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提出があるもの</p> <p>(3) 2 - 14 - 1 のただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。 (略) 協定規則第94号への適合性を証する書面の提出があるもの</p> <p><u>【側面衝突時の乗員保護性能】</u></p> <p>(4) 座席の地上面からの高さが 700 mm以下の自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。 <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</u> <u>の自動車の形状に類する自動車</u> <u>貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5 t を超えるもの</u> <u>の自動車の形状に類する自動車</u> <u>二輪自動車</u> <u>側車付二輪自動車</u> <u>三輪自動車</u> <u>カタピラ及びそりを有する軽自動車</u> <u>大型特殊自動車</u> <u>小型特殊自動車</u> <u>被牽引自動車</u></p> <p>(5) 次に掲げるものは、(4)の基準に適合するものとする。 、 (略) 細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提出があるもの</p> <p>(6) 2 - 14 - 1 のただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、次に掲げるものは、(4)の基準に適合するものとする。 (略)</p>	<p> いて、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。 </p> <p>(2) 次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。 (略) 細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提示があるもの</p> <p>(3) 2 - 14 - 1 のただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1)の基準に関わらず、次に掲げるものであればよい。 (略) 協定規則第94号への適合性を証する書面の提示があるもの</p> <p>(4) 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及びその形状が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの形状に類する自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5 t を超えるもの及びその形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5 t を超えるものの形状に類する自動車、<u>二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。</u>）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。</p> <p>(5) 次に掲げるものは、(4)の基準に適合するものとする。 、 (略) 細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提示があるもの</p> <p>(6) 2 - 14 - 1 のただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(4)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。 (略)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

米国連邦自動車安全基準第214号(Federal Register vol .55 45722 October 30.1990)
への適合性を証する書面の提出があるもの

米国連邦自動車安全基準第 214 号(Federal Register vol .55 45722 October 30.1990)
への適合性を証する書面の提示があるもの

4 - 27 - 9 従前規定の適用

平成 20 年 12 月 31 日以前に製作された自動車 (4 - 27 - 10 及び のものを除く。) に
ついては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 1 項第 2 号、
第 3 号関係)

4 - 27 - 9 - 1 性能要件

[前面衝突時の乗員保護性能]

(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による
衝撃を受けた場合において運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣
接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。

専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの

の自動車の形状に類する自動車

貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 2.8 t を超えるもの

の自動車の形状に類する自動車

二輪自動車

側車付二輪自動車

カタピラ及びそりを有する軽自動車

大型特殊自動車

小型特殊自動車

最高速度 20km/h 未満の自動車

被牽引自動車

(2) 次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。

運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であ
って、かつ、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの

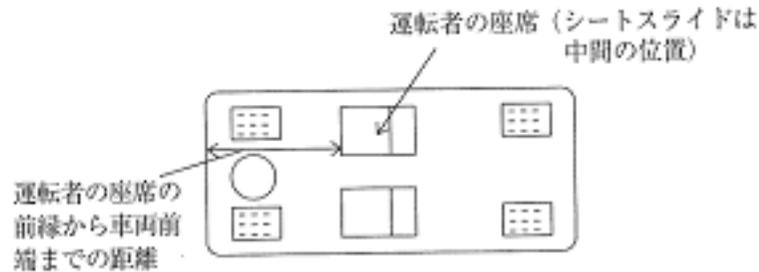
細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準への適合性を証
する書面の提出があるもの

(3) 2 - 14 - 1 のただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認
める装置については、次に掲げるものは、(1)の基準に適合するものとする。

次に掲げるすべての事項に該当するもの

ア 運転者席 (当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。) の座席最前
縁から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が750mm以上であるもの

(図)



イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の前方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの
協定規則第94号への適合性を証する書面の提出があるもの

[側面衝突時の乗員保護性能]

(4) 座席の地上面からの高さが 700 mm以下の自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。

専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10人以上のもの

の自動車の形状に類する自動車

貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5 t を超えるもの

の自動車の形状に類する自動車

二輪自動車

側車付二輪自動車

三輪自動車

カタピラ及びそりを有する軽自動車

大型特殊自動車

小型特殊自動車

被牽引自動車

(5) 次に掲げるものは、(4)の基準に適合するものとする。

運転者室及び客室を取り囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの

法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有するものであって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの

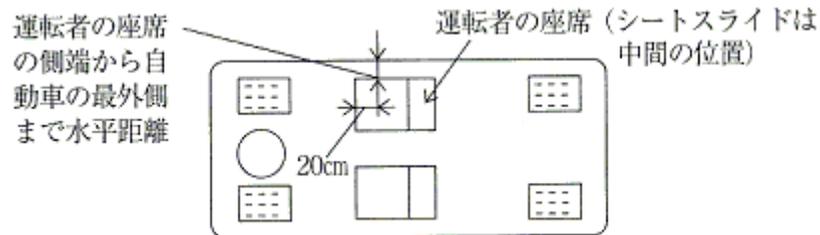
細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準への適合性を証する書面の提出があるもの

(6) 2 - 14 - 1 のただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、次に掲げるものは、(4)の基準に適合するものとする。

次に掲げるすべての事項に該当するもの

ア 運転者席（当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。）の座席最側端（座席の中央部の前縁から、奥行の方向に20cm離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁（肘かけがあるときは肘かけの内縁）の端部）からその位置における車両最外側までの水平距離が130mm以上であるもの

（図）



イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の側方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの

米国連邦自動車安全基準第214号(Federal Register vol.55 45722 October 30.1990.)への適合性を証する書面の提出があるもの

[歩行者保護性能]

(7) 4 - 27 - 1 (10)から(13)と同じ。

4 - 27 - 10 従前規定の適用

及び に掲げる自動車（平成 20 年 12 月 31 日以前に製作されたものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 4 項、第 5 項関係）

次に掲げる自動車（ の自動車を除く。）

ア 平成 17 年 8 月 31 日以前に製作された自動車

イ 平成 17 年 9 月 1 日から平成 22 年 8 月 31 日までに製作された自動車（平成 17 年 9 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）

ウ 平成 17 年 9 月 1 日から平成 22 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって平成 17 年 9 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（平成 17 年 8 月 31 日以前に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類

及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。)

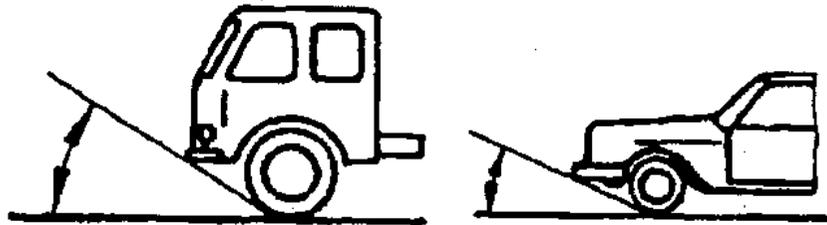
次に掲げる自動車のいずれにも該当するもの。

ア 次のいずれかに該当する自動車

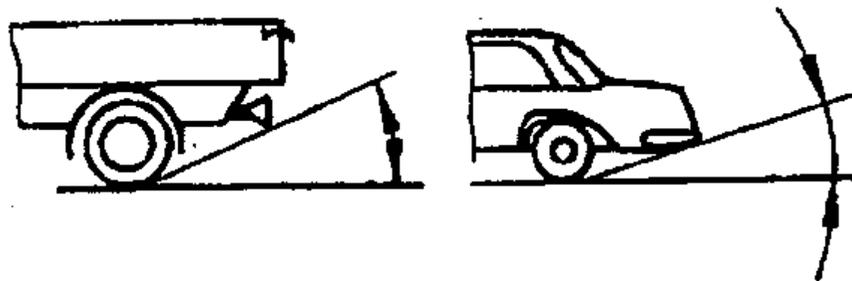
(ア) 座席の地上面からの高さが475mm以下の自動車

(イ) 次に掲げる6項目のうち5項目以上を満たす自動車

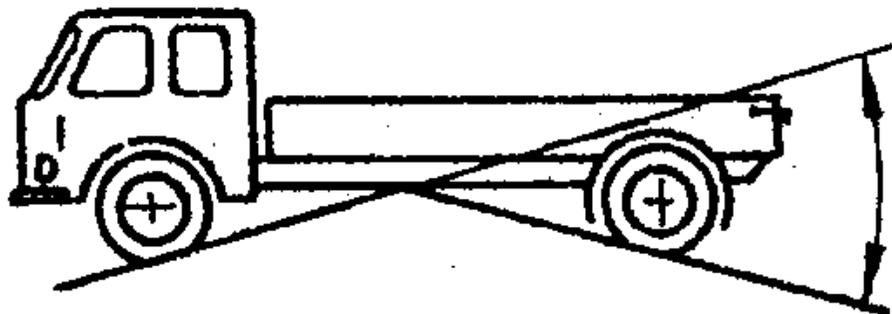
a 地面と、自動車の前軸の両輪タイヤ及び自動車の前軸の前方の車体に接する平面のなす角度が25°以上



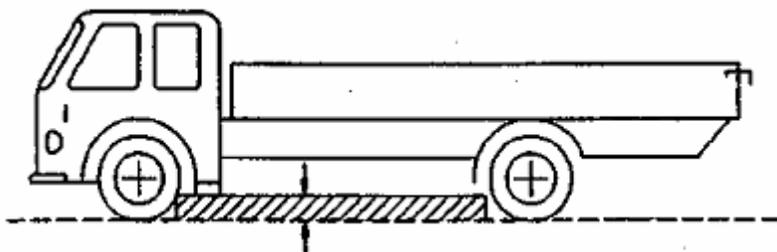
b 地面と、自動車の後軸の両輪タイヤ及び自動車の後軸の後方の車体に接する平面のなす角度が20°以上



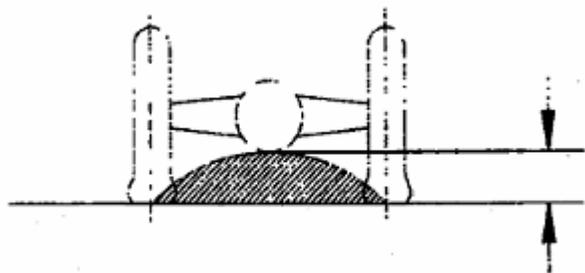
c 自動車の前軸の両輪タイヤに接し前軸より後上方に延びる平面と、後軸の両輪タイヤに接し後軸より前上方に延びる平面の交線が車体下面に接した状態において、この両平面のなす最小角度が 20° 以上



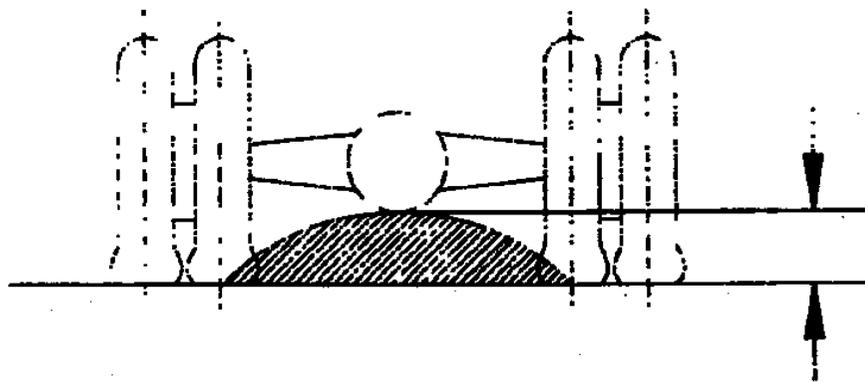
d 前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によって区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面の間の距離が 180mm 以上



e 前軸直下の最低地上高が 180mm 以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面との距離をいう。



f 後軸直下の最低地上高が 180mm 以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面との距離をいう。



(ウ) 保安基準第 18 条第 4 項の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの

(イ) 原動機本体の前端を通り車両中心線に垂直な平面及び原動機本体の后端を通り車両中心線に垂直な平面と車両中心線とのそれぞれの交点の midpoint が、前面ガラスの下端の最前部をとおる車両中心線に垂直な平面より後方であり、かつ、最も後部にある座席の后端より前方にある自動車

(オ) 原動機として、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有し、それらが運転者室の前方に位置する自動車

イ 次に掲げる自動車

(ア) 平成 19 年 8 月 31 日以前に製作された自動車

(イ) 平成 19 年 9 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日までに製作された自動車（平成 19 年 9 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）

(ウ) 平成 19 年 9 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって平成 19 年 9 月 1 日以降に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（平成 19 年 8 月 31 日以前に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。）

4 - 27 - 10 - 1 性能要件

〔前面衝突時の乗員保護性能〕

(1) 4 - 27 - 1 (1)に同じ。

(2) 4 - 27 - 1 (2)に同じ。

(3) 4 - 27 - 1 (3)に同じ。

〔オフセット衝突時の乗員保護性能〕

(4) なし。

(5) なし。

(6) なし。

〔側面衝突時の乗員保護性能〕

(7) 4 - 27 - 1 (7)に同じ。

(8) 4 - 27 - 1 (8)に同じ。

(9) 4 - 27 - 1 (9)に同じ。

〔歩行者保護性能〕

(10) なし。

(11) なし。

(12) なし。

(13) なし。

4 - 28 車体表示

4 - 28 - 1 性能要件（視認等による審査）

- (1) 自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあつては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。（保安基準第18条第5項、細目告示第22条第11項、細目告示第100条第14項）
- (2) 専ら中学校、小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園又は保育所に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員11人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。（保安基準第18条第6項関係、細目告示第22条第12項関係、細目告示第100条第15項関係）
～（略）
- (3) 略

4 - 34 座席

4 - 34 - 1 - 1 視認等による審査

- (1)、(2)（略）
- (3) (1) に掲げる間げき並びに(2)に掲げる座席の幅及び奥行は、次に定めるものとする。（細目告示第28条第3項関係、細目告示第106条第3項関係）
間げきは、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（局部的な突出部を除く。）までの最短水平距離とする。この場合において、座席の調整機構は次に掲げる状態とする。
ア リクライニング機構を有する運転者席（運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。以下4 - 34 - 1 - 1 (3)において同じ。）にあっては背もたれを鉛直面から後方に30°まで倒した状態
イ、ウ（略）
、（略）
- (4)～(7)（略）

4 - 36 座席ベルト等

4 - 36 - 2 性能要件（書面等による審査）

- (1)（略）
- (2) 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた取付装置であつて、損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第108条第5項関係）
- (3) 4 - 36 - 1の座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に定める基準に適合するものでなければ

4 - 28 車体表示

4 - 28 - 1 性能要件（視認等による審査）

- (1) 自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあつては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。（保安基準第18条第4項、細目告示第22条第10項、細目告示第100条第12項）
- (2) 専ら中学校、小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園又は保育所に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員11人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。（保安基準第18条第5項関係、細目告示第22条第11項関係、細目告示第100条第13項関係）
～（略）
- (3) 略

4 - 34 座席

4 - 34 - 1 - 1 視認等による審査

- (1)、(2)（略）
- (3) (1) に掲げる間げき並びに(2)に掲げる座席の幅及び奥行は、次に定めるものとする。（細目告示第28条第3項関係、細目告示第106条第3項関係）
間げきは、座席の前縁の高さにおける座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（局部的な突出部を除く。）までの最短水平距離とする。この場合において、座席の調整機構は次に掲げる状態とする。
ア リクライニング機構を有する運転者席（運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。以下本号において同じ。）にあっては背もたれを鉛直面から後方に30°まで倒した状態
イ、ウ（略）
、（略）
- (4)～(7)（略）

4 - 36 座席ベルト等

4 - 36 - 2 性能要件（書面等による審査）

- (1)（略）
- (2) 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた取付装置であつて、損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第78条第5項関係）
- (3) 4 - 36 - 1の座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に定める基準に適合するものでなければ

ならない。(保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 3 項関係、細目告示第 108 条第 6 項関係)

(4) (略)

4 - 38 頭部後傾抑止装置等

4 - 38 - 2 性能要件(書面等による審査)

頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 34「頭部後傾抑止装置の技術基準」に適合するものでなければならない。この場合において、次に掲げる頭部後傾抑止装置であって、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 31 条関係、細目告示第 109 条関係)

~ (略)

4 - 40 通路

4 - 40 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1) (略)

(2) 乗車定員 11 人以上の自動車(緊急自動車を除く。)、旅客自動車運送事業用自動車で乗車定員 10 人以下のもの及び幼児専用車には、乗降口から座席へ至ることのできる通路を設けなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席については、この限りでない。(保安基準第 23 条第 2 項関係)

(3)~(7) (略)

4 - 43 非常口

4 - 43 - 2 性能要件(視認等による審査)

(1) 4 - 43 - 1 の非常口は、設置位置、大きさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 36 条第 1 項関係、細目告示第 114 条第 1 項関係)

~ (略)

非常口附近にある座席は、脱出の妨げとならないように、容易に取り外し又は折り畳むことができる構造であること。この場合において、「脱出の妨げにならない」とは、座席を取り外し又は折り畳んだ状態において、通路から非常口までの有効幅及び有効高さが、に掲げる自動車にあつては、その他の自動車にあつては、又はの基準に適合し、かつ、その状態が保持できるものをいう。

(2)、(3) (略)

ならない。(保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 22 条第 3 項関係、細目告示第 78 条第 6 項関係)

(4) (略)

4 - 38 頭部後傾抑止装置等

4 - 38 - 2 性能要件(書面等による審査)

頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 34「頭部後傾抑止装置の技術基準」に適合するものでなければならない。

~ (略)

4 - 40 通路

4 - 40 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1) (略)

(2) 乗車定員 11 人以上の自動車(緊急自動車を除く。)、旅客自動車運送事業用自動車で乗車定員 10 人以下のもの及び幼児専用車には、乗降口から座席へ至ることのできる通路を設けなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席については、この限りでない。(保安基準第 23 条第 2 項関係)

(3)~(7) (略)

4 - 43 非常口

4 - 43 - 2 性能要件(視認等による審査)

(1) 4 - 43 - 1 の非常口は、設置位置、大きさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 36 条第 1 項関係、細目告示第 114 条第 1 項関係)

~ (略)

非常口附近にある座席は、脱出の妨げとならないように、容易に取りはずし又は折り畳むことができる構造であること。この場合において、「脱出の妨げにならない」とは、座席を取り外し又は折り畳んだ状態において、通路から非常口までの有効幅及び有効高さが、に掲げる自動車にあつては、その他の自動車にあつては、又はの基準に適合し、かつ、その状態が保持できるものをいう。

(2)、(3) (略)

4 - 47 窓ガラス貼付物等

4 - 47 - 1 - 1 視認等による審査

(1) 4 - 46 - 1 (5)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものがはり付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。ただし、自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 39 条第 3 項関係、細目告示第 117 条第 4 項関係)

～ (略)

自動車に盗難防止装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であって、側面ガラスのうち、標識の上縁の高さ又は刻印する文字及び記号の上縁の高さがその附近のガラス開口部(ウェザーストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除く。以下、4 - 47 - 1 - 1において同じ。)の下縁から 100mm 以下、かつ標識の前縁又は刻印する文字及び記号の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から 125mm 以内となるように貼付又は刻印されたもの

(参考図) (略)

(略)

(2) (1) の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次に掲げる範囲(後写鏡及び 4 - 89 の装置を確認するために必要な範囲並びに 4 - 89 - 1 ただし書きの自動車の窓ガラスのうち 4 - 89 - 1 の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。)以外の範囲とする。(細目告示第 39 条第 4 項関係、細目告示第 117 条第 5 項関係)

～ (略)

に掲げるもののほか、乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車の側面に設けられたとびらの窓ガラスのうち、運転者席の座面を含む水平面より下方の範囲

(参考図) (略)

(3) (略)

4 - 48 騒音防止装置

4 - 48 - 2 性能要件(テスト等による審査)

(1)～(3) (略)

(4) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を(1)の基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第 30 条第 3 項関係)

4 - 51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

4 - 51 - 1 - 2 書面等による審査

4 - 47 窓ガラス貼付物等

4 - 47 - 1 - 1 視認等による審査

(1) 4 - 46 - 1 (5)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものがはり付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。ただし、自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 39 条第 3 項関係、細目告示第 117 条第 4 項関係)

～ (略)

自動車に盗難防止装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であって、側面ガラスのうち、標識の上縁の高さ又は刻印する文字及び記号の上縁の高さがその附近のガラス開口部(ウェザーストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除く。以下、本条において同じ。)の下縁から 100mm 以下、かつ標識の前縁又は刻印する文字及び記号の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から 125mm 以内となるように貼付又は刻印されたもの

(参考図) (略)

(略)

(2) (1) の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次に掲げる範囲(後写鏡及び 4 - 89 の装置を確認するために必要な範囲並びに 4 - 89 - 1 ただし書きの自動車の窓ガラスのうち 4 - 89 - 1 の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。)以外の範囲とする。(細目告示第 39 条第 4 項関係、細目告示第 117 条第 5 項関係)

～ (略)

に掲げるもののほか、乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車の側面に設けられたとびらの窓ガラスのうち、運転者席の座面を含む水平面より下方の範囲

(参考図) (略)

(3) (略)

4 - 48 騒音防止装置

4 - 48 - 2 性能要件(テスト等による審査)

(1)～(3) (略)

(4) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を(1)の基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第 30 条第 3 項関係)

4 - 51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

4 - 51 - 1 - 2 書面等による審査

(1) 4 - 50 の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）、軽油を燃料とする大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 31 条第 3 項関係、細目告示第 41 条第 2 項関係、細目告示第 119 条第 2 項関係）

当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように、細目告示別添 47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に基づき遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。ただし、断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。なお、次のア及びイに掲げるものはこの基準に適合するものとする。（細目告示第 41 条第 2 項第 2 号関係、細目告示第 119 条第 2 項第 2 号関係）

ア、イ（略）

、（略）

(2)、(3)（略）

4 - 55 排気管

4 - 55 - 1 性能要件（視認等による審査）

自動車の排気管は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 31 条第 7 項関係、細目告示第 41 条第 6 項関係、細目告示第 119 条第 6 項関係）

～（略）

排気管は確実に取付けられており、かつ、損傷していないこと。（細目告示第 119 条第 6 項第 3 号関係）

4 - 57 走行用前照灯

4 - 57 - 2 - 1 テスタ等による審査

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 2 項関係、細目告示第 42 条第 1 項及び第 2 項関係、告示第 120 条第 1 項関係）

走行用前照灯（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。）は、そのすべてを照射したときには、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。この場合において、平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車並びに平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車、

(1) 4 - 50 の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）、軽油を燃料とする大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 31 条第 3 項関係、細目告示第 41 条第 2 項関係、細目告示第 119 条第 2 項関係）

当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように、細目告示別添 47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に基づき遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。ただし、断続器の型式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。なお、次のア及びイに掲げるものはこの基準に適合するものとする。（細目告示第 41 条第 2 項第 2 号関係、細目告示第 119 条第 2 項第 2 号関係）

ア、イ（略）

、（略）

(2)、(3)（略）

4 - 55 排気管

4 - 55 - 1 性能要件（視認等による審査）

自動車の排気管は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 31 条第 7 項関係、細目告示第 41 条第 6 項関係、細目告示第 119 条第 6 項関係）

～（略）

排気管は確実に取付けられており、かつ、損傷していないこと。（細目告示第 119 条第 6 項第 4 号関係）

4 - 57 走行用前照灯

4 - 57 - 2 - 1 テスタ等による審査

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 2 項関係、細目告示第 42 条第 1 項及び第 2 項関係、告示第 120 条第 1 項関係）

走行用前照灯（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。）は、そのすべてを照射したときには、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。この場合において、平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車並びに平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車、

除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いてアの計測の条件により計測（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測）し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第120条第1項第1号）

ア 計測の条件
（略）

イ 計測値の判定

(ア) 自動車（(イ)の自動車を除く。）に備える走行用前照灯（四灯式（同時に点灯する4個の走行用前照灯を有するものをいう。以下同じ。）にあっては、主走行ビーム）は、その光度が最大となる点（以下、4-57及び4-58において「最高光度点」という。）が、前方10mの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの5分の1下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度が、次に掲げる光度以上であること。

a～c（略）

(イ)（略）

、
（略）

4-58 すれ違い用前照灯

4-58-2-1 テスタ等による審査

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第5項関係、細目告示第42条第5項関係、細目告示第120条第5項関係）

ただし、4-57-2-1 後段の規定に適合した自動車にあっては、当分の間、視認等その他適切な方法により審査すればよい。

すれ違い用前照灯（その光度が10,000cd以上である走行用前照灯を備える最高速度20km/h未満の自動車に備えるものを除く。）は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるもの）にあっては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。この場合において、平成10年9月1日以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。）にあっては、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてアの計測の条件により計測し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。ただし、

除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いてアの計測の条件により計測（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測）し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第120条第1項第1号）

ア 計測の条件
（略）

イ 計測値の判定

(ア) 自動車（(イ)の自動車を除く。）に備える走行用前照灯（四灯式（同時に点灯する4個の走行用前照灯を有するものをいう。以下同じ。）にあっては、主走行ビーム）は、その光度が最大となる点（以下、この号において「最高光度点」という。）が、前方10mの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの5分の1下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度が、次に掲げる光度以上であること。

a～c（略）

(イ)（略）

、
（略）

4-58 すれ違い用前照灯

4-58-2-1 テスタ等による審査

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第5項関係、細目告示第42条第5項関係、細目告示第120条第5項関係）

ただし、4-57-2-1 後段の規定に適合した自動車にあっては、当分の間、視認等その他適切な方法により審査すればよい。

すれ違い用前照灯（その光度が10,000cd以上である走行用前照灯を備える最高速度20km/h未満の自動車に備えるものを除く。）は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるもの）にあっては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。この場合において、平成10年9月1日以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。）にあっては、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてアの計測の条件により計測し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。ただし、

前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等を用いてア(イ)により計測し、イ(イ)に掲げる基準に適合するすれ違い用前照灯は、当分の間、この基準に適合するものとする。(細目告示第120条第5項関係)
ア、イ (略)

4 - 62 側方照射灯

4 - 62 - 2 性能要件(視認等による審査)

(1) 側方照射灯は、自動車が右左折又は進路の変更をする場合において、当該自動車の進行方向にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第33条の2第2項関係、細目告示第44条第1項関係、細目告示第122条第1項関係)

側方照射灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、そのすべてが同一であること。
側方照射灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損したものでないこと。

(2) (略)

4 - 63 車幅灯

4 - 63 - 1 装備要件

自動車(二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度20km/h未満の軽自動車並びに小型特殊自動車(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。以下4-68-1、4-69-1、4-76-1、4-78-1及び4-89-2-1(1)において同じ。)を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。ただし、幅0.8m以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。(保安基準第34条第1項関係)

4 - 66 側方灯

4 - 66 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第35条の2第3項関係)

この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第48条第2項関係、細目告示第126条第3項関係)

前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等を用いてア(イ)により計測し、イ(イ)に掲げる基準に適合するすれ違い用前照灯は、当分の間、この基準に適合するものとする。(細目告示第120条第5項第1項関係)
ア、イ (略)

4 - 62 側方照射灯

4 - 62 - 2 性能要件(視認等による審査)

(1) 側方照射灯は、自動車が右左折又は進路の変更をする場合において、当該自動車の進行方向にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第33条の2第2項関係、細目告示第44条第1項関係、細目告示第122条第1項関係)

側方照射灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、そのすべてが同一であること。
側方照射灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損したものでないこと。

(2) (略)

4 - 63 車幅灯

4 - 63 - 1 装備要件

自動車(二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度20km/h未満の軽自動車並びに小型特殊自動車(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。以下4-68-1、4-69-1、4-76-1、4-78-1及び4-88-2-1(1)において同じ。)を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。ただし、幅0.8m以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。(保安基準第34条第1項関係)

4 - 66 側方灯

4 - 66 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第35条の2第3項関係)

この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第48条第2項関係、細目告示第126条第3項関係)

～ (略)

側方灯は、4 - 68 - 3 (1) の基準に準じたものであること。ただし、方向指示器又は補助方向指示器（以下4 - 66 - 3において「方向指示器等」という。）と兼用の側方灯にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と兼用の側方灯が消灯する構造であり、4 - 79 - 3の規定に基づき前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する側方灯（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。）にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と同時に点滅する構造でなければならない。

～ (略)

(2) (略)

4 - 72 後部上側端灯

4 - 72 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 後部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第37条の4第3項関係）

この場合において、後部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。（細目告示第53条第2項関係、細目告示第131条第3項関係）

後部上側端灯は、取り付けることができる最高の高さに取り付けられていること。

後部上側端灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

～ (略)

(2) (略)

4 - 74 大型後部反射器

4 - 74 - 4 適用関係の整理

なし。

4 - 78 後退灯

4 - 78 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第40条第3項）

、 (略)

～ (略)

側方灯は、4 - 68 - 3 (1) の基準に準じたものであること。ただし、方向指示器又は補助方向指示器（以下この条において「方向指示器等」という。）と兼用の側方灯にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と兼用の側方灯が消灯する構造であり、4 - 79 - 3の規定に基づき前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する側方灯（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。）にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と同時に点滅する構造でなければならない。

～ (略)

(2) (略)

4 - 72 後部上側端灯

4 - 72 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 後部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第37条の4第3項関係）

この場合において、後部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。（細目告示第53条第2項関係、細目告示第131条第3項関係）

後部上側端灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

～ (略)

(2) (略)

4 - 74 大型後部反射器

4 - 78 後退灯

4 - 78 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第40条第3項）

、 (略)

大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 5° の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向 45° の平面（後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、後退灯の内側方向 30° の平面）及び後退灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた白色の前部霧灯（以下 4 - 78 - 3 において「型式指定前部霧灯」という。）が後退灯として取り付けられている自動車にあっては、後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5° の平面及び下方 5° の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向 45° の平面（後面の両側に型式指定前部霧灯が後退灯として取り付けられている場合は、後退灯の内側方向 10° の平面）及び後退灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていなければならない。

～ （略）

(2) （略）

4 - 88 後写鏡

4 - 88 - 6 従前規定の適用

昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 52 条第 3 項第 3 号関係）

4 - 88 - 6 - 1 装備要件

4 - 88 - 7 - 1 に同じ。

4 - 88 - 6 - 2 性能要件

（略）

4 - 89 直前直左鏡

4 - 89 - 1 装備要件

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において、高さ 1m 直径 30cm の円柱であって次表に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第 44 条第 5 項関係、細目告示第 68 条第 5 項関係、細目告示第 146 条第 7 項関係）

大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 5° の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向 45° の平面（後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、後退灯の内側方向 30° の平面）及び後退灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた白色の前部霧灯（以下この条において「型式指定前部霧灯」という。）が後退灯として取り付けられている自動車にあっては、後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5° の平面及び下方 5° の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向 45° の平面（後面の両側に型式指定前部霧灯が後退灯として取り付けられている場合は、後退灯の内側方向 10° の平面）及び後退灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていなければならない。

～ （略）

(2) （略）

4 - 88 後写鏡

4 - 81 - 6 従前規定の適用

昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 52 条第 3 項第 3 号関係）

4 - 81 - 6 - 1 装備要件

4 - 81 - 7 - 1 に同じ。

4 - 81 - 6 - 2 性能要件

（略）

4 - 89 直前直左鏡

4 - 89 - 1 装備要件

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において、高さ 1m 直径 30cm の円柱であって次表に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第 44 条第 5 項関係、細目告示第 68 条第 5 項関係、細目告示第 146 条第 7 項関係）

自動車	障害物	自動車	障害物
(1) 小型自動車、軽自動車及び普通自動車 (2)の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)	当該自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの	二 小型自動車、軽自動車及び普通自動車 (次号の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)	当該自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの
(2) 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの(乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。)	当該自動車の前面から2mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの	三 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの(乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。)	当該自動車の前面から2mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの
(参考図) 視界の範囲 (略)		(参考図) 視界の範囲 (略)	
4 - 89 - 2 性能要件(視認等による審査)		4 - 89 - 2 性能要件(視認等による審査)	
(1) 4 - 89 - 1の鏡その他の装置は、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第44条第6項関係、細目告示第68条第6項関係、細目告示第146条第8項関係) 運転者が運転者席において、4 - 89 - 1に掲げる障害物の少なくとも一部(Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。)を鏡その他の装置により確認できるものであること。ただし、運転者が運転者席において、4 - 89 - 1に掲げる障害物の少なくとも一部を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。 (略) (2)、(3) (略)		(1) 4 - 89 - 1の鏡その他の装置は、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第44条第6項関係、細目告示第68条第6項関係、細目告示第146条第8項関係) 運転者が運転席において、4 - 89 - 1に掲げる障害物の少なくとも一部(Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。)を鏡その他の装置により確認できるものであること。ただし、運転者が運転者席において、4 - 89 - 1に掲げる障害物の少なくとも一部を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。 (略) (2)、(3) (略)	
4 - 92 消火器		4 - 92 消火器	
4 - 92 - 1 装備要件		4 - 92 - 1 装備要件	
次の自動車には、消火器を備えなければならない。(保安基準第47条第1項関係) 火薬類(4 - 100 - 1(2)に掲げる数量以下のものを除く。)を運送する自動車(被牽引自動車を除く。)(保安基準第47条第1項第1号) ~ (略)		次の自動車には、消火器を備えなければならない。(保安基準第47条第1項関係) 火薬類(4 - 100 - 1(2)に掲げる数量以下のものを除く。)を運送する自動車(被けん引自動車を除く。)(保安基準第47条第1項第1号) ~ (略)	

4 - 95 速度表示装置

4 - 95 - 2 性能要件（視認等による審査）

速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に示すことができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、表示方法、灯光の色、明るさ、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 48 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 74 条関係、細目告示第 152 条第 1 項関係）

～ （略）

4 - 100 火薬類を運送する自動車

4 - 100 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1)、(2) （略）

(3) 次に掲げるものは、(1) 又は の基準に適合しないものとする。（細目告示第 79 条第 2 項関係、細目告示第 157 条第 2 項関係）

配線の被覆が破損しているもの

、 （略）

4 - 105 指定自動車等

指定自動車等は、4 - 11 から 4 - 104 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

～ （略）

細目告示別添 20「外装の技術基準」、細目告示別添 21「外装の手荷物積載用部品の技術基準」及び細目告示別添 22「外装の電波送受信アンテナの技術基準」に定める基準。ただし、平成 20 年 12 月 31 日までに製作された自動車に備えるエア・スポイラであって、4 - 26 - 1 - 1 (3) の基準に適合するものにあつては、この限りでない。（細目告示第 22 条第 2 項関係）

～ （略）

21 （略）

22 （略）

23 （略）

24 （略）

25 （略）

26 （略）

27 （略）

4 - 95 速度表示装置

4 - 95 - 2 性能要件（視認等による審査）

速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に示すことができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、表示方法、灯光の色、明るさ、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 48 条の 3 第 2 項、細目告示第 74 条関係、細目告示第 152 条第 1 項関係）

～ （略）

4 - 100 火薬類を運送する自動車

4 - 100 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1)、(2) （略）

(3) 次に掲げるものは、(1) 又は の基準に適合しないものとする。（細目告示第 79 条第 2 項関係、細目告示第 157 条第 2 項関係）

配線の被膜が破損しているもの

、 （略）

4 - 105 指定自動車等

指定自動車等は、4 - 11 から 4 - 104 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

～ （略）

細目告示別添 20「外装の技術基準」、細目告示別添 21「外装の手荷物積載用部品の技術基準」及び別添 22「外装の電波送受信アンテナの技術基準」に定める基準。ただし、平成 20 年 12 月 31 日までに製作された自動車に備えるエア・スポイラであつて、4 - 26 - 1 - 1 (3) の基準に適合するものにあつては、この限りでない。（細目告示第 22 条第 2 項関係）

～ （略）

21 （略）

22 （略）

23 （略）

24 （略）

25 （略）

26 （略）

27 （略）

28 (略)
29 (略)
30 (略)
31 (略)
32 (略)
33 (略)
34 (略)
35 (略)
36 (略)
37 (略)
38 (略)
39 (略)
40 (略)
41 (略)
42 (略)
43 (略)
44 (略)
45 (略)

第5章 継続検査及び構造等変更検査等

5 - 6 安定性

5 - 6 - 1 テスタ等による審査

(1) 自動車は、安定した走行を確保できるものとして、安定性に関し、重量計、傾斜角度測定機等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第5条関係、細目告示第164条関係)

、 (略)

側車付二輪自動車にあっては、空車状態及び積車状態における側車の車輪(駆動輪を除く。)の接地部にかかる荷重が、それぞれ車両重量及び車両総重量の35%以下であること。

~ (略)

(2)、(3) 略

5 - 7 最小回転半径

5 - 7 - 1 テスタ等による審査

(1) (略)

28 (略)
29 (略)
30 (略)
31 (略)
32 (略)
33 (略)
34 (略)
35 (略)
36 (略)
37 (略)
38 (略)
39 (略)
40 (略)
41 (略)
42 (略)
43 (略)
44 (略)
45 (略)

第5章 継続検査及び構造等変更検査等

5 - 6 安定性

5 - 6 - 1 テスタ等による審査

(1) 自動車は、安定した走行を確保できるものとして、安定性に関し、重量計、傾斜角度測定機等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第5条関係、細目告示第164条関係)

、 (略)

側車付二輪自動車にあっては、空車状態及び積車状態における側車の車輪の接地部にかかる荷重が、それぞれ車両重量及び車両総重量の35%以下であること。

~ (略)

(2)、(3) 略

5 - 7 最小回転半径

5 - 7 - 1 テスタ等による審査

(1) (略)

- (2) 牽引自動車及び被牽引自動車にあつては、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、(1)の基準に適合しなければならない。(保安基準第6条第2項関係)
- (3) (略)

5 - 10 速度抑制装置

5 - 10 - 1 装備要件

- (1) 次の自動車(最高速度が90Km/h以下の自動車、緊急自動車及び被牽引自動車を除く。)の原動機は、速度抑制装置を備えなければならない。(保安基準第8条第4項関係)
- (略)
- の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車
- (2) (略)

5 - 10 - 2 性能要件(書面等による審査)

5 - 10 - 1の速度抑制装置は、自動車が90Km/hを超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度の制御を円滑に行うことができるものとして、速度制御性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第8条第5項関係、細目告示第166条第2項関係)

、 (略)

平成15年8月31日以前に製作された自動車(確認ランプ等が装備されている自動車を除く。)であつて、運転者席側ドアストライカ付近に「道路運送車両の保安基準第8条第4項に規定する速度抑制装置の装着要領書について」(平成15年7月7日国自技第68号)(以下「装着要領書」という。)に基づき速度抑制装置を装着したことを示すラベルが貼付されている自動車にあつては、の規定にかかわらず、次の規定(自動車検査証又は抹消登録証明書備考欄に「速度抑制装置付」の記載があるものにあつてはア、イ及びウの規定)に適合すること。(細目告示第166条第2項第2号関係)

ア、イ (略)

ウ イの標識が車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面(牽引自動車を除く。)に表示されていること。

エ (略)

5 - 17 二輪車の制動装置

5 - 17 - 2 - 2 視認等による審査

- (1) (略)
- (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第171条第4項関係)
- 、 (略)
- 主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制

- (2) けん引自動車及び被けん引自動車にあつては、けん引自動車と被けん引自動車とを連結した状態において、(1)の基準に適合しなければならない。(保安基準第6条第2項関係)
- (3) (略)

5 - 10 速度抑制装置

5 - 10 - 1 装備要件

- (1) 次の自動車(最高速度が90Km/h以下の自動車、緊急自動車及び被けん引自動車を除く。)の原動機は、速度抑制装置を備えなければならない。(保安基準第8条第4項関係)
- (略)
- の自動車に該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車
- (2) (略)

5 - 10 - 2 性能要件(書面等による審査)

5 - 10 - 1の速度抑制装置は、自動車が90Km/hを超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度の制御を円滑に行うことができるものとして、速度制御性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第8条第5項関係、細目告示第166条第2項関係)

、 (略)

平成15年8月31日以前に製作された自動車(確認ランプ等が装備されている自動車を除く。)であつて、運転者席側ドアストライカ付近に「道路運送車両の保安基準第8条第4項に規定する速度抑制装置の装着要領書について」(平成15年7月7日国自技第68号)(以下「装着要領書」という。)に基づき速度抑制装置を装着したことを示すラベルが貼付されている自動車にあつては、の規定にかかわらず、次の規定(自動車検査証又は抹消登録証明書備考欄に「速度抑制装置付」の記載があるものにあつてはア、イ及びウの規定)に適合すること。(細目告示第166条第2項第2号関係)

ア、イ (略)

ウ イの標識が車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面(けん引自動車を除く。)に表示されていること。

エ (略)

5 - 17 二輪車の制動装置

5 - 17 - 2 - 2 視認等による審査

- (1) (略)
- (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第171条第4項関係)
- 、 (略)
- 主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制

動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。ただし、1 - 3²⁵イの側車付二輪自動車であって、1個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあつては、この限りでない。この場合において、5 - 15 - 2 - 1(3) 後段の規定を準用する。(細目告示第171条第4項第3号関係)
(略)

5 - 27 衝突時の車枠及び車体の保護性能

5 - 27 - 1 性能要件(視認等による審査)

[前面衝突時の乗員保護性能]

(1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第18条第2項関係、細目告示第178条第8項関係)

専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員11人以上のもの

の自動車の形状に類する自動車

貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量2.8tを超えるもの

の自動車の形状に類する自動車

二輪自動車

側車付二輪自動車

カタピラ及びそりを有する軽自動車

大型特殊自動車

小型特殊自動車

最高速度20km/h未満の自動車

被牽引自動車

(2) 次に掲げる車枠及び車体であつて、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第178条第8項関係)

、(略)

2 - 14 - 1ただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める車枠及び車体であつて、4 - 27 - 1(3)の規定によるもの

[オフセット衝突時の乗員保護性能]

(3)、(4)欠番

[側面衝突時の乗員保護性能]

(5) 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したとき、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第18条第3項関係、細目告示第178条第9項関係)

動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。この場合において、5 - 15 - 2 - 1(3) 後段の規定を準用する。(細目告示第171条第4項第3号関係)

(略)

5 - 27 衝突時の車枠及び車体の保護性能

5 - 27 - 1 性能要件(視認等による審査)

[前面衝突時の乗員保護性能]

(1) 自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員11人以上のもの及びその形状が専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員11人以上のものの形状に類する自動車、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量2.8tを超えるもの及びその形状が貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量2.8tを超えるものの形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車並びに被牽引自動車を除く。)の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第18条第2項関係、細目告示第178条第8項関係)

(2) 次に掲げる車枠及び車体であつて、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(9)の基準に適合するものとする。(細目告示第178条第8項関係)

、(略)

2 - 14 - 1ただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める車枠及び車体であつて、4 - 26 - 1 - 2(3)の規定によるもの

[側面衝突時の乗員保護性能]

(3) 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの及びその形状が専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のものの形状に類する自動車、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5tを超えるもの及びその形状が貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5tを超えるものの形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自

<p><u>専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの</u> <u>の自動車の形状に類する自動車</u> <u>貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3.5 t を超えるもの</u> <u>の自動車の形状に類する自動車</u> <u>二輪自動車</u> <u>側車付二輪自動車</u> <u>三輪自動車</u> <u>カタピラ及びびそりを有する軽自動車</u> <u>大型特殊自動車</u> <u>小型特殊自動車</u> <u>被牽引自動車</u></p> <p>(6) 次に掲げる車枠及び車体であつて、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(5)の基準に適合するものとする。(細目告示第178条第9項関係) ~ (略) 2 - 14 - 1 ただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める車枠及び車体であつて、4 - 27 - 1 (9)の規定によるもの</p> <p>[歩行者保護性能]</p> <p>(7) <u>自動車(次に掲げるものを除く。)</u>の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第18条第4項関係、細目告示第178条第10項関係) <u>専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの</u> <u>の自動車の形状に類する自動車</u> <u>貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量 2.5 t 以下であり、かつ、車枠と車体が一体の構造であつて運転者室の前方に原動機を有するものを除く。)</u> <u>の自動車の形状に類する自動車</u> <u>二輪自動車</u> <u>側車付二輪自動車</u> <u>カタピラ及びびそりを有する軽自動車</u> <u>大型特殊自動車</u> <u>小型特殊自動車</u> <u>最高速度 20km/h 未満の自動車</u> <u>被牽引自動車</u></p> <p>(8) <u>ボンネット(ボンネットを有さない自動車にあつては、フロントパネル等ボンネットに相当するもの。)</u>の表面に鋭い突起を有しない車枠及び車体は、(7)の基準に適合するものとする。(細目告示第178条第10項関係)</p> <p>5 - 28 車体表示 5 - 28 - 1 性能要件(視認等による審査)</p>	<p><u>動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)</u>の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 178 条第 9 項関係)</p> <p>(4) 次に掲げる車枠及び車体であつて、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(11)の基準に適合するものとする。(細目告示第178条第9項関係) ~ (略) 2 - 14 - 1 ただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める車枠及び車体であつて、4 - 26 - 1 - 2 (6)の規定によるもの</p> <p>5 - 28 車体表示 5 - 28 - 1 性能要件(視認等による審査)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- (1) 自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあつては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。（保安基準第 18 条第 5 項、細目告示第 178 条第 11 項）
- (2) 専ら中学校、小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園又は保育所に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員 11 人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。（保安基準第 18 条第 6 項関係、細目告示第 178 条第 12 項関係）
- ～ （略）

5 - 43 非常口

5 - 43 - 2 性能要件（視認等による審査）

- (1) 5 - 43 - 1 の非常口は、設置位置、大きさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 192 条第 1 項関係）

～ （略）

非常口附近にある座席は、脱出の妨げとならないように、容易に取り外し又は折り畳むことができる構造であること。この場合において、「脱出の妨げにならない」とは、座席を取り外し又は折り畳んだ状態において、通路から非常口までの有効幅及び有効高さが、に掲げる自動車にあつては、その他の自動車にあつては、又はの基準に適合し、かつ、その状態が保持できるものをいう。

- (2)、(3) （略）

5 - 46 窓ガラス

5 - 46 - 1 性能要件（視認等による審査）

- (1)～(3) （略）

- (4) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（運転者より後方の部分を除く。）は、ひずみ、可視光線の透過率等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 29 条第 3 項関係、細目告示第 195 条第 3 項及び第 4 項関係）

、（略）

- (5)～(7) （略）

5 - 47 窓ガラス貼付物等

5 - 47 - 1 - 1 視認等による審査

- (1) 5 - 46 - 1 (4) に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものがはり付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。ただし、自動車製作者が付したことが明らか

- (1) 自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあつては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。（保安基準第 18 条第 4 項、細目告示第 126 条第 10 項）
- (2) 専ら中学校、小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園又は保育所に通う生徒、児童又は幼児の運送を目的とする自動車（乗車定員11人以上のものに限る。）の車体の前面、後面及び両側面には、次に定める様式の例により、これらの者の運送を目的とする自動車である旨の表示をしなければならない。（保安基準第18条第5項関係、細目告示第178条第11項関係）
- ～ （略）

5 - 43 非常口

5 - 43 - 2 性能要件（視認等による審査）

- (1) 5 - 43 - 1 の非常口は、設置位置、大きさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 192 条第 1 項関係）

～ （略）

非常口附近にある座席は、脱出の妨げとならないように、容易に取りはずし又は折り畳むことができる構造であること。この場合において、「脱出の妨げにならない」とは、座席を取り外し又は折り畳んだ状態において、通路から非常口までの有効幅及び有効高さが、に掲げる自動車にあつては、その他の自動車にあつては、又はの基準に適合し、かつ、その状態が保持できるものをいう。

- (2)、(3) （略）

5 - 46 窓ガラス

5 - 46 - 1 性能要件（視認等による審査）

- (1)～(3) （略）

- (4) 自動車（被けん牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（運転者より後方の部分を除く。）は、ひずみ、可視光線の透過率等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 29 条第 3 項関係、細目告示第 195 条第 3 項及び第 4 項関係）

、（略）

- (5)～(7) （略）

5 - 47 窓ガラス貼付物等

5 - 47 - 1 - 1 視認等による審査

- (1) 5 - 46 - 1 (4) に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものがはり付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。ただし、自動車製作者が付したことが明らか

である刻印については、この限りでない。(保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 195 条第 5 項関係)

～ (略)

自動車に盗難防止装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であって、側面ガラスのうち、標識の上縁の高さ又は刻印する文字及び記号の上縁の高さがその附近のガラス開口部(ウェザーストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除く。以下、5 - 47 - 1 において同じ。)の下縁から100mm以下、かつ標識の前縁又は刻印の文字及び記号の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から125mm以内となるように貼付又は刻印されたもの

(参考図) (略)

(略)

- (2) (1) の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次に掲げる範囲(後写鏡及び5 - 89 の装置を確認するために必要な範囲並びに5 - 89 - 1 ただし書きの自動車の窓ガラスのうち5 - 89 - 1 の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。)以外の範囲とする。(細目告示第 195 条第 6 項関係)

～ (略)

に掲げるもののほか、乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車の側面に設けられたとびらの窓ガラスのうち、運転者席の座面を含む水平面より下方の範囲

(参考図) (略)

- (3) (略)

5 - 48 騒音防止装置

5 - 48 - 2 性能要件(テスト等による審査)

- (1)～(3) (略)

- (4) 法第 7 5 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を(1)の基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第 30 条第 3 項)

5 - 54 冷房装置の導管等

5 - 54 - 1 性能要件(視認等による審査)

自動車の客室内の冷房を行うための装置の導管及び安全装置は、乗車人員に傷害を与えるおそれの少ないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 31 条第 6 項関係、細目告示第 197 条第 5 項関係)

、 (略)

である刻印については、この限りでない。(保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 195 条第 5 項関係)

～ (略)

自動車に盗難防止装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であって、側面ガラスのうち、標識の上縁の高さ又は刻印する文字及び記号の上縁の高さがその附近のガラス開口部(ウェザーストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除く。以下、本条において同じ。)の下縁から100mm以下、かつ標識の前縁又は刻印の文字及び記号の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から125mm以内となるように貼付又は刻印されたもの

(参考図) (略)

(略)

- (2) (1) の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次に掲げる範囲(後写鏡及び5 - 89 の装置を確認するために必要な範囲並びに5 - 89 - 1 ただし書きの自動車の窓ガラスのうち5 - 89 - 1 の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。)以外の範囲とする。(細目告示第 195 条第 6 項関係)

～ (略)

に掲げるもののほか、乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車の側面に設けられたとびらの窓ガラスのうち、運転者席の座面を含む水平面より下方の範囲

(参考図) (略)

- (3) (略)

5 - 48 騒音防止装置

5 - 48 - 2 性能要件(テスト等による審査)

- (1)～(3) (略)

- (4) 法 7 5 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を(1)の基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第 30 条第 3 項)

5 - 54 冷房装置の導管等

5 - 54 - 1 性能要件(視認等による審査)

自動車の客室内の冷房を行うための装置の導管及び安全装置は、乗車人員に傷害を与えるおそれの少ないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 31 条第 6 項関係、細目告示第 197 条第 5 項関係)

、 (略)

5 - 55 排気管

5 - 55 - 1 性能要件（視認等による審査）

自動車の排気管は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれがなく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 31 条第 7 項関係、細目告示第 197 条第 6 項関係）

～（略）

排気管は確実に取り付けられており、かつ、損傷していないこと。（細目告示第 197 条第 6 項第 3 号関係）

5 - 57 走行用前照灯

5 - 57 - 2 - 1 テスタ等による審査

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 2 項関係）

走行用前照灯（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。）は、そのすべてを照射したときには、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。この場合において、平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車並びに平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いてアの計測の条件により計測（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測）し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 198 条第 1 項第 1 号）

ア 計測の条件

（略）

イ 計測値の判定

（ア）自動車（イの自動車を除く。）に備える走行用前照灯（四灯式（同時に点灯する 4 個の走行用前照灯を有するものをいう。以下同じ。）にあっては、主走行ビーム）は、その光度が最大となる点（以下、5 - 57 及び 5 - 58 において「最高光度点」という。）が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度が、次に掲げる光度以上であること。

a ~ c （略）

5 - 55 排気管

5 - 55 - 1 性能要件（視認等による審査）

自動車の排気管は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれがなく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 31 条第 7 項関係、細目告示第 197 条第 6 項関係）

～（略）

排気管は確実に取り付けられており、かつ、損傷していないこと。（細目告示第 197 条第 6 項第 4 号関係）

5 - 57 走行用前照灯

5 - 57 - 2 - 1 テスタ等による審査

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 2 項関係）

走行用前照灯（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。）は、そのすべてを照射したときには、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。この場合において、平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車並びに平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いてアの計測の条件により計測（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測）し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 198 条第 1 項第 1 号）

ア 計測の条件

（略）

イ 計測値の判定

（ア）自動車（イの自動車を除く。）に備える走行用前照灯（四灯式（同時に点灯する 4 個の走行用前照灯を有するものをいう。以下同じ。）にあっては、主走行ビーム）は、その光度が最大となる点（以下、この号において「最高光度点」という。）が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度が、次に掲げる光度以上であること。

a ~ c （略）

(イ) (略)
、 (略)

5 - 61 前部霧灯

5 - 61 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 33 条第 3 項)

この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 199 条第 3 項関係)

~ (略)

前部霧灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内(大型特殊自動車、小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯でその自動車の構造上 400mm 以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最外側の位置)となるように取り付けられていること。ただし、5 - 57 - 3(1) ただし書きの自動車に備える前部霧灯にあつては、この限りでない。

~ (略)

(2) (略)

5 - 62 側方照射灯

5 - 62 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 側方照射灯は、自動車が右左折又は進路の変更をする場合において、当該自動車の進行方向にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 33 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 200 条第 1 項関係)

、 (略)

(2) (略)

5 - 63 車幅灯

5 - 63 - 1 装備要件

自動車(二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の軽自動車並びに小型特殊自動車(長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.0m 以下、かつ、最高速度 15km/h 以下の小型特殊自動車に限る。以下 5 - 68 - 1、5 - 69 - 1、5 - 76 - 1、5 - 78 - 1 及び 5 - 89 - 2(1) において同じ。)を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなけれ

(イ) (略)
、 (略)

5 - 61 前部霧灯

5 - 61 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 33 条第 3 項)

この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 199 条第 3 項関係)

~ (略)

前部霧灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内(大型特殊自動車、小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯でその自動車の構造上 400mm 以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最外側の位置)となるように取り付けられていること。ただし、5 - 57 - 3(1) ただし書きの自動車に備える前部霧灯にあつては、この限りでない。

~ (略)

(2) (略)

5 - 62 側方照射灯

5 - 62 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 側方照射灯は、自動車が右左折又は進路の変更をする場合において、当該自動車の進行方向にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 33 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 200 条第 1 項関係)

、 (略)

(2) (略)

5 - 63 車幅灯

5 - 63 - 1 装備要件

自動車(二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の軽自動車並びに小型特殊自動車(長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.0m 以下、かつ、最高速度 15km/h 以下の小型特殊自動車に限る。以下 5 - 68 - 1、5 - 69 - 1、5 - 76 - 1、5 - 78 - 1 及び 5 - 88 - 2(1) において同じ。)を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなけれ

ばならない。ただし、幅 0.8m以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。(保安基準第 34 条第 1 項関係)

5 - 64 前部上側端灯

5 - 64 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 前部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 34 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、前部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 202 条第 3 項関係)

~ (略)

前部上側端灯の直射光又は反射光は、当該前部上側端灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

(略)

(2) (略)

5 - 66 側方灯

5 - 66 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 204 条第 3 項関係)

~ (略)

側方灯は、5 - 68 - 3(1) の基準に準じたものであること。ただし、方向指示器又は補助方向指示器(以下 5 - 66 - 3(1)において「方向指示器等」という。)と兼用の側方灯にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と兼用の側方灯が消灯する構造であり、5 - 79 - 3 の規定に基づき前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する側方灯(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。)にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と同時に点滅する構造でなければならない。

~ (略)

(2) (略)

ばならない。ただし、幅 0.8m以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。(保安基準第 34 条第 1 項関係)

5 - 64 前部上側端灯

5 - 64 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 前部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 34 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、前部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 202 条第 3 項関係)

~ (略)

前部上側端灯の直射光又は反射光は、当該前上側端灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

(略)

(2) (略)

5 - 66 側方灯

5 - 66 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 204 条第 3 項関係)

~ (略)

側方灯は、5 - 68 - 3(1) の基準に準じたものであること。ただし、方向指示器又は補助方向指示器(以下この条において「方向指示器等」という。)と兼用の側方灯にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と兼用の側方灯が消灯する構造であり、5 - 79 - 3 の規定に基づき前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する側方灯(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。)にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と同時に点滅する構造でなければならない。

~ (略)

(2) (略)

5 - 71 駐車灯

5 - 71 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 37 条の 3 第 3 項関係）

この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 208 条第 3 項関係）

～（略）

駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5 - 71 - 2 (1)（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては 5 - 71 - 2 (1) 及び 係る部分を除く。）に掲げる性能（駐車灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合）にあっては、5 - 71 - 2 (1) 及び の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

5 - 78 後退灯

5 - 78 - 1 装備要件

自動車には、後退灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、小型特殊自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 40 条第 1 項）

5 - 78 - 2 性能要件（視認等による審査）

(略)

5 - 78 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 40 条第 3 項、細目告示第 214 条第 3 項関係）

、（略）

大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 5° の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向 45° の平面（後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、後退灯の内側方向 30° の平面）及び後退灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式につ

5 - 71 駐車灯

5 - 71 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 37 条の 3 第 3 項関係）

この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 208 条第 3 項関係）

～（略）

駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5 - 71 - 2 (1)（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては 5 - 71 - 2 (1) 及びに 係る部分を除く。）に掲げる性能（駐車灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合）にあっては、5 - 71 - 2 (1) 及び の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

5 - 78 後退灯

5 - 78 - 1 装備要件

自動車には、後退灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、小型特殊自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車並びにこれらによりけん引される被けん引自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 40 条第 1 項）

5 - 78 - 2 性能要件（視認等による審査）

(略)

5 - 78 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 40 条第 3 項、細目告示第 214 条第 3 項関係）

、（略）

大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 5° の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向 45° の平面（後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、後退灯の内側方向 30° の平面）及び後退灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式につ

いて指定を受けた白色の前部霧灯(以下5-78-3において「型式指定前部霧灯」という。)が後退灯として取り付けられている自動車にあっては、後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向45°の平面(後面の両側に型式指定前部霧灯が後退灯として取り付けられている場合は、後退灯の内側方向10°の平面)及び後退灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていなければならない。

~ (略)

(2) (略)

5-79 方向指示器

5-79-2 性能要件(視認等による審査)

(1) (略)

(2) 次に掲げる方向指示器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、5-79-2

(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第215条第2項関係)

、 (略)

5-81 非常点滅表示灯

5-81-1 装備要件

自動車には、非常点滅表示灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、幅0.8m以下の自動車並びに最高速度40km/h未満の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第41条の3第1項)

5-86 停止表示器材

5-86-1 性能要件(視認等による審査)

(1) 自動車に備える停止表示器材は、けい光及び反射光により他の交通に当該自動車が停止していることを表示することができるものとして形状、けい光及び反射光の明るさ、色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第43条の4第1項関係、細目告示第222条第1項関係)

~ (略)

停止表示器材による反射光及びけい光の色は、赤色であること。(細目告示第222条第1項第4号)

、 (略)

(2)、(3) (略)

いて指定を受けた白色の前部霧灯(以下この条において「型式指定前部霧灯」という。)が後退灯として取り付けられている自動車にあっては、後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向45°の平面(後面の両側に型式指定前部霧灯が後退灯として取り付けられている場合は、後退灯の内側方向10°の平面)及び後退灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていなければならない。

~ (略)

(2) (略)

5-79 方向指示器

5-79-2 性能要件(視認等による審査)

(1) (略)

(2) 次に掲げる方向指示器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、5-79-2

(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第160条第2項関係)

、 (略)

5-81 非常点滅表示灯

5-81-1 装備要件

自動車には、非常点滅表示灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、幅0.8m以下の自動車並びに最高速度40km/h未満の自動車並びにこれらによりけん引される被けん引自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第41条の3第1項)

5-86 停止表示器材

5-86-1 性能要件(視認等による審査)

(1) 自動車に備える停止表示器材は、けい光及び反射光により他の交通に当該自動車が停止していることを表示することができるものとして形状、けい光及び反射光の明るさ、色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第43条の4第1項関係、細目告示第222条第1項関係)

~ (略)

停止表示器材による反射光及びけい光の色は、赤色であること。(細目告示第165条第1項第4号)

、 (略)

(2)、(3) (略)

5 - 88 後写鏡

5 - 88 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。（3）において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の左外側線付近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては 及び 、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては の規定は、適用しない。（保安基準第 44 条第 2 項関係、細目告示第 224 条第 1 項関係）

、
(略)

車室内に備えるものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。

(略)

専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。）小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方55°以下（左ハンドル車にあっては75°以下）車両の左側に備える後写鏡にあっては前方75°以下（左ハンドル車にあっては55°以下）であること。この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。

(2)～(5) (略)

5 - 89 直前直左鏡

5 - 89 - 1 装備要件

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において高さ 1m 直径 30cm の円柱であつて次表に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第 44 条第 5 項関係、細目告示第 224 条第 7 項関係）

5 - 88 後写鏡

5 - 88 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。（3）において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の左外側線付近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては 及び 、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては の規定は、適用しない。（保安基準第 44 条第 2 項関係、細目告示第 224 条第 1 項関係）

、
(略)

車室内に備えるものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に障害を与えるおそれの少ない構造であること。

(略)

専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。）小型自動車及び軽自動車（被けん引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方55°以下（左ハンドル車にあっては75°以下）車両の左側に備える後写鏡にあっては前方75°以下（左ハンドル車にあっては55°以下）であること。この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。

(2)～(5) (略)

5 - 89 直前直左鏡

5 - 89 - 1 装備要件

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において高さ 1m 直径 30cm の円柱であつて次表に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第 44 条第 5 項関係、細目告示第 224 条第 7 項関係）

自動車	障害物	自動車	障害物
(1) 小型自動車、軽自動車及び普通自動車 (2)の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)	当該自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの	二 小型自動車、軽自動車及び普通自動車 (次号の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)	当該自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの
(2) 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの(乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。)	当該自動車の前面から2mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの	三 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの(乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。)	当該自動車の前面から2mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接しているもの
(参考図) 視界の範囲 (略)		(参考図) 視界の範囲 (略)	
5 - 89 - 2 性能要件 (視認等による審査)		5 - 89 - 2 性能要件 (視認等による審査)	
(1) 5 - 89 - 1 の鏡その他の装置は、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第44条第6項関係、細目告示第224条第8項関係) 運転者が運転者席において、5 - 89 - 1 に掲げる障害物の少なくとも一部(Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。)を鏡その他の装置により確認できるものであること。ただし、運転者が運転者席において、5 - 89 - 1 に掲げる障害物の少なくとも一部を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。 (略)		(1) 5 - 89 - 1 の鏡その他の装置は、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第44条第6項関係、細目告示第224条第8項関係) 運転者が運転者席において、5 - 89 - 1 に掲げる障害物の少なくとも一部(Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。)を鏡その他の装置により確認できるものであること。ただし、運転者が運転者席において、5 - 89 - 1 に掲げる障害物の少なくとも一部を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。 (略)	
(2)、(3) (略)		(2)、(3) (略)	
5 - 92 消火器		5 - 92 消火器	
5 - 92 - 1 装備要件		5 - 92 - 1 装備要件	
次の自動車には、消火器を備えなければならない。(保安基準第47条第1項関係) 火薬類(5 - 100 - 1 (2)に掲げる数量以下のものを除く。)を運送する自動車(被牽引自動車を除く。)(保安基準第47条第1項第1号) 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第3に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車(被牽引自動車を除く。)(保安基準第47条第2項) 次表に定める品名及び数量以上の可燃物を運送する自動車(被牽引自動車を除く。)		次の自動車には、消火器を備えなければならない。(保安基準第47条第1項関係) 火薬類(5 - 100 - 1 (2)に掲げる数量以下のものを除く。)を運送する自動車(被けん牽引自動車を除く。)(保安基準第47条第1項第1号) 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第3に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車(被けん牽引自動車を除く。)(保安基準第47条第2項) 次表に定める品名及び数量以上の可燃物を運送する自動車(被けん牽引自動車を除	

(保安基準第47条第1項第3号関係、細目告示第227号第1項関係)
(表)(略)

150kg以上の高圧ガス(可燃性ガス及び酸素に限る。)を運送する自動車(被牽引自動車を除く。)(保安基準第47条第1項第4号)

からまでに掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車を牽引する牽引自動車(保安基準第47条第1項第5号)

、(略)

乗車定員11人以上の自動車を牽引する牽引自動車(保安基準第47条第1項第8号)

(略)

5-92-2 性能要件(視認等による審査)

5-92-1に掲げる自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適応することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充てん量、構造、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第47条第2項関係)

~(略)

消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)第38条第3項の規定による表示がなされているものは、ア及びイの基準に適合するものとする。

5-94 運行記録計

5-94-1 装備要件

次の自動車(緊急自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運行記録計を備えなければならない。(保安基準第48条の2第1項関係)

(略)

の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車

5-95 速度表示装置

5-95-1 装備要件

自動車には、速度表示装置を備えることができる。(保安基準第48条の3第1項)

5-95-2 性能要件(視認等による審査)

速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に示すことができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、表示方法、灯光の色、明るさ、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第48条の3第2項関係、細目告示第230条第1項関係)

~(略)

く。)(保安基準第47条第1項第3号関係、細目告示第227号第1項関係)
(表)(略)

150kg以上の高圧ガス(可燃性ガス及び酸素に限る。)を運送する自動車(被けん牽引自動車を除く。)(保安基準第47条第1項第4号)

からまでに掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん牽引するけん牽引自動車(保安基準第47条第1項第5号)

、(略)

乗車定員11人以上の自動車をけん牽引するけん牽引自動車(保安基準第47条第1項第8号)

(略)

5-92-2 性能要件(視認等による審査)

5-92-1に掲げる自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適応することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充てん量、構造、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第47条第2項関係)

~(略)

消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)第38条第3項の規定による表示がなされているものは、ア及びイの基準に適合するものとする。

5-94 運行記録計

5-94-1 装備要件

次の自動車(緊急自動車及び被けん牽引自動車を除く。)には、運行記録計を備えなければならない。(保安基準第48条の2第1項関係)

(略)

の自動車に該当する被けん牽引自動車をけん牽引するけん牽引自動車

5-95 速度表示装置

5-95-1 装備要件

自動車には、速度表示装置を備えることができる。(保安基準第48条の3第1項)

5-95-2 性能要件(視認等による審査)

速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に示すことができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、表示方法、灯光の色、明るさ、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第48条の3第2項、細目告示第230条第1項関係)

~(略)

5 - 100 火薬類を運送する自動車

5 - 100 - 1 性能要件（視認等による審査）

- (1)、(2) (略)
- (3) 次に掲げるものは、(1) 又は の基準に適合しないものとする。（細目告示第 235 条第 2 項関係）
- 配線の被覆が破損しているもの、
(略)

5 - 102 乗車定員

- (1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。ただし、二輪の軽自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあつては乗車定員 2 人以下、車両総重量 2 t 未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。（保安基準第 53 条第 1 項関係、細目告示第 237 条第 1 項関係）
- ～ (略)
- (2) (略)

5 - 103 最大積載量

- (1)～(9) (略)
- (10) 特殊用途自動車であつて積載量（当該特殊用途自動車の本来の用途に使用するために最小限必要な工具等を積載するための 500kg 以下の積載量を除く。）を有する場合には、(2) から(9)までの規定に準じて最大積載量を算定するものとする。（細目告示第 237 条第 2 項第 9 号関係）
- (11) 3 - 3 - 8 (5)及び(6)の牽引重量は、次の算式により算出するものとする。
- (算式)
- $$T C = G C W - (W - P)$$
- この場合において
- T C : 牽引自動車の牽引重量 kg
- G C W : 連結車両総重量（別添 8 「連結車両の走行性能の技術基準」の各項のうち適用される項の計算式中不等号を除いた式により算出された値のうち、いずれか小さい方の 10kg 未満を切り捨てた値とする） kg
- W : 牽引自動車の車両総重量 kg
- P : 牽引自動車の第 5 輪荷重 kg

様式 3（2 - 11 - 9 、 5 - 10 - 2 ア関係）

使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の試験成績書

5 - 100 火薬類を運送する自動車

5 - 100 - 1 性能要件（視認等による審査）

- (1)、(2) (略)
- (3) 次に掲げるものは、(1) 又は の基準に適合しないものとする。（細目告示第 235 条第 2 項関係）
- 配線の被膜が破損しているもの、
(略)

5 - 102 乗車定員

- (1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。ただし、二輪の軽自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあつては乗車定員 2 人以下、車両総重量 2 t 未満の被けん牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。（保安基準第 53 条第 1 項関係、細目告示第 237 条第 1 項関係）
- ～ (略)
- (2) (略)

5 - 103 最大積載量

- (1)～(9) (略)
- (10) 特殊用途自動車であつて積載量（当該特殊用途自動車の本来の用途に使用するために最小限必要な工具等を積載するための 500kg 以下の積載量を除く。）を有する場合には、(2) から(9)までの規定に準じて最大積載量を算定するものとする。（細目告示第 237 条第 2 項第 9 号関係）
- (11) 3 - 3 - 8 (5)及び(6)のけん引重量は、次の算式により算出するものとする。
- (算式)
- $$T C = G C W - (W - P)$$
- この場合において
- T C : けん引自動車のけん引重量 kg
- G C W : 連結車両総重量（別添 8 「連結車両の走行性能の技術基準」の各項のうち適用される項の計算式中不等号を除いた式により算出された値のうち、いずれか小さい方の 10kg 未満を切り捨てた値とする） kg
- W : けん引自動車の車両総重量 kg
- P : けん引自動車の第 5 輪荷重 kg

様式 3（2 - 11 - 9 、 5 - 10 - 2 関係）

使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の試験成績書

別添1(2-12関係)
改造自動車審査要領

1. ~ 2. (略)
3. 改造自動車の届出の必要な範囲
(1) (2) (略)
- (3) 動力伝達装置
動力伝達装置について、次に該当する改造を行うもの
~ (略)
駆動軸への動力伝達方式の変更(チェーン式 ベルト式、チェーン式又はベルト式 ドライブシャフト式)を行うもの
- (4) ~ (10) (略)
4. ~ 6. (略)
7. 審査及び審査結果の通知等
(1) 届出を受理した事務所長等は、届出書、説明書及び添付資料により改造自動車が保安基準に適合するかどうか審査するものとする。
なお、書面審査は、次により行うものとする。
改造自動車の範囲の確認
(略)
改造届出書、改造概要等説明書及び添付資料の審査
改造届出書、改造概要等説明書及び添付資料の審査は、次により行うものとする。

提出書面	審査内容	能力強度等の基準	計算書・検討書等の省略	備考
1. ~ 2. (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3. 添付資料 ~ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
操縦装置強度検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	(略)		

別添1(2-12関係)
改造自動車審査要領

1. ~ 2. (略)
3. 改造自動車の届出の必要な範囲
(1) (2) (略)
- (3) 動力伝達装置
動力伝達装置について、次に該当する改造を行うもの
~ (略)
駆動軸への動力伝達方式の変更(チェーン式 ベルト式、チェーン式又はベルト式 ドライブシャフト式)を行うもの
- (4) ~ (10) (略)
4. ~ 6. (略)
7. 審査及び審査結果の通知等
(1) 届出を受理した事務所長等は、届出書、説明書及び添付資料により改造自動車が保安基準に適合するかどうか審査するものとする。
なお、書面審査は、次により行うものとする。
改造自動車の範囲の確認
(略)
改造届出書、改造概要等説明書及び添付資料の審査
改造届出書、改造概要等説明書及び添付資料の審査は、次により行うものとする。

提出書面	審査内容	能力強度等の基準	計算書・検討書等の省略	備考
1. ~ 2. (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3. 添付資料 ~ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
操縦装置強度検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。 <u>強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。</u>	(略)		

別添 2 (2 - 13 関係)
並行輸入自動車審査要領

1 ~ 2 (略)

3 届出書及び添付資料の書面審査

(1) ~ (3) (略)

(4) 保安基準への適合性を証する書面の審査

別表 1 中 1 6 . 「保安基準への適合性を証する書面」の審査は、次により行うものとする。

次のいずれかの書面であること。

(イ) 届出する並行輸入自動車を製作した者が証明した書面の原本 (当該書面が複数の自動車について証明している場合には、当該書面の写しであって原本と照合済である旨の表示を事務所等で行ったもの)

(ロ) 届出する並行輸入自動車に、技術基準と同等とされている外国基準に適合する旨のラベル、銘板、鋳出し等の表示がある場合には、当該外国基準に適合している旨を記載した書面

(ハ) 技術基準に規定している試験を行える公的な試験機関又は国土交通省が指定した外国の試験機関が発行した試験成績書の原本 (当該試験成績書の原本の提示があった場合には、当該試験成績書の写し)

(略)

4 (略)

(参考) 1 . ~ 2 . (略)

別表 1 (別添 2 の 1 . 関係)

提出書面

(表略)

備考

(1) ~ (5) (略)

(6) 資料名 1 6 「保安基準への適合性を証する書面」とは、次に掲げる技術基準のうち当該車両に適用されるものに適合することを証する書面をいう。

細目告示別添 1 「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」、細目告示別添 6 「衝撃吸収式かじ取装置の技術基準」、細目告示別添 9 「イモビライザの技術基準」、細目告示別添 10 「トラック及びバスの制動装置の技術基準」、細目告示別添 11 「アンチロックブレーキシステムの技術基準」、細目告示別添 12 「乗用車の制動装置の技術基準」、細目告示別添 13 「二輪車の制動装置の技術基準」、細目告示別添 14 「制動液漏れ警報装置の技術基準」、細目告示別添 15 「トレーラの制動装置の技術基準」、細目告示別添 16 「乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準」、細目告示別添

別添 2 (2 - 13 関係)
並行輸入自動車審査要領

1 ~ 2 (略)

3 届出書及び添付資料の書面審査

(1) ~ (3) (略)

(4) 保安基準への適合性を証する書面の審査

別表 1 中 1 6 . 「保安基準への適合性を証する書面」の審査は、次により行うものとする。

次のいずれかの書面であること。

(イ) 届出する並行輸入自動車を製作した者が証明した書面の原本

(ロ) 届出する並行輸入自動車に、技術基準と同等とされている外国基準に適合する旨のラベル、銘板、鋳出し等の表示がある場合には、当該外国基準に適合している旨を記載した書面

(ハ) 技術基準に規定している試験を行える公的な試験機関又は国土交通省が指定した外国の試験機関が発行した試験成績書の原本 (当該試験成績書の原本の提示があった場合には、当該試験成績書の写し)

(略)

4 (略)

(参考) 1 . ~ 2 . (略)

別表 1 (別添 2 の 1 . 関係)

提出書面

(表略)

備考

(1) ~ (5) (略)

(6) 資料名 1 6 「保安基準への適合性を証する書面」とは、次に掲げる技術基準のうち当該車両に適用されるものに適合することを証する書面をいう。

細目告示別添 1 「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」、細目告示別添 6 「衝撃吸収式かじ取装置の技術基準」、細目告示別添 9 「イモビライザの技術基準」、細目告示別添 10 「トラック及びバスの制動装置の技術基準」、細目告示別添 11 「アンチロックブレーキシステムの技術基準」、細目告示別添 12 「乗用車の制動装置の技術基準」、細目告示別添 13 「二輪車の制動装置の技術基準」、細目告示別添 14 「制動液漏れ警報装置の技術基準」、細目告示別添 15 「トレーラの制動装置の技術基準」、細目告示別添 16 「乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準」、細目告示別添 25

25「突入防止装置の技術基準」、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」、細目告示別添 28「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」、細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」、細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」、細目告示別添 34「後部後傾抑止装置の技術基準」、細目告示別添 35「年少者用補助乗車装置の技術基準」、細目告示別添 36「とびらの開放防止の技術基準」、細目告示別添 37「窓ガラスの技術基準」、細目告示別添 78「盗難発生警報装置の技術基準」、細目告示別添 80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」、細目告示別添 87「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」、細目告示別添 93「連結車両の制動作動おくれ防止の技術基準」及び細目告示別添 99「歩行者頭部保護の基準」

(7)～(8) (略)

「突入防止装置の技術基準」、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」、細目告示別添 28「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」、細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」、細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」、細目告示別添 34「後部後傾抑止装置の技術基準」、細目告示別添 35「年少者用補助乗車装置の技術基準」、細目告示別添 36「とびらの開放防止の技術基準」、細目告示別添 37「窓ガラスの技術基準」、細目告示別添 78「盗難発生警報装置の技術基準」、細目告示別添 80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」、細目告示別添 87「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」及び細目告示別添 93「連結車両の制動作動おくれ防止の技術基準」

(7)～(8) (略)

附表（別添2の別表1備考（2）関係）

技術基準の確認方法

細目告示別添の技術基準	確認方法
細目告示別添1～9（略）	（略）
細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準（車両総重量3.5トン以下の自動車であって、空気圧ブレーキ装置又は空気圧・液圧ブレーキ装置以外のブレーキ装置を備えたものに限る。）に規定された試験のうち、常温時制動試験、常温時高速制動試験（積車状態における当該試験であって、最高速度が120km/h以下又は135km/h以上の車両に限る。）フェード試験、制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験、エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験、可変式制動力配分装置故障時制動試験、ABS故障警報装置の作動確認試験並びに駐車制動装置静的性能試験	米国連邦自動車安全基準（以下「FMVSS」という。）に適合している旨のラベルが当該自動車に貼付されていることにより確認する。
細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準（車両総重量3.5トン以下の自動車であって、空気圧ブレーキ装置又は空気圧・液圧ブレーキ装置以外のブレーキ装置を備えたものに限る。）に規定された試験のうち、常温時制動試験、常温時高速制動試験、フェード試験、車輪ロック確認試験、原動機停止時制動試験、制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験、エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験、可変式制動力配分装置故障時制動試験、ABS故障警報装置の作動確認試験並びに駐車制動装置静的性能試験	FMVSS に適合している旨のラベルが当該自動車に貼付されており、かつ、FMVSS No.135 に適合していることを確認する。
細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準（車両総重量3.5トンを超えて4.5トン以下の自動車であって、空気圧ブレーキ装置又は空気圧・液圧ブレーキ装置以外のブレーキ装置を備えたものに限る。）に規定された試験のうち、常温時制動試験（積車状態の試験に限る。）常温時高速制動試験（積車状態の試験に限る。）制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験、エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験、可変式制動力配分装置故障時制動試験、ABS故障警報装置の作動確認試験並びに駐車制動装置静的性能試験	FMVSS に適合している旨のラベルが当該自動車に貼付されていることにより確認する。
細目告示別添10～93（略）	

附表（別添2の別表1備考（2）関係）

技術基準の確認方法

細目告示別添の技術基準	確認方法
細目告示別添1～9（略）	（略）
細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準（車両総重量3.5トン以下の自動車であって、空気圧ブレーキ装置又は空気圧・液圧ブレーキ装置以外のブレーキ装置を備えたものに限る。）に規定された試験のうち、常温時制動試験、常温時高速制動試験（積車状態における当該試験であって、最高速度が120km/h以下又は135km/h以上の車両に限る。）フェード試験、制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験、エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験、可変式制動力配分装置故障時制動試験、ABS故障警報装置の作動確認試験並びに駐車制動装置静的性能試験	米国連邦自動車安全基準（以下「FMVSS」という。）に適合している旨のラベルが当該自動車に貼付されていることにより確認する。
細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準（車両総重量3.5トン以下の自動車であって、空気圧ブレーキ装置又は空気圧・液圧ブレーキ装置以外のブレーキ装置を備えたものに限る。）に規定された試験のうち、常温時制動試験、常温時高速制動試験、フェード試験、車輪ロック確認試験、原動機停止時制動試験、制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験、エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験、可変式制動力配分装置故障時制動試験、ABS故障警報装置の作動確認試験並びに駐車制動装置静的性能試験	FMVSS に適合している旨のラベルが当該自動車に貼付されており、かつ、FMVSS No.135 に適合していることを確認する。
細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準（車両総重量3.5トンを超えて4.5トン以下の自動車であって、空気圧ブレーキ装置又は空気圧・液圧ブレーキ装置以外のブレーキ装置を備えたものに限る。）に規定された試験のうち、常温時制動試験（積車状態の試験に限る。）常温時高速制動試験（積車状態の試験に限る。）制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験、エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験、可変式制動力配分装置故障時制動試験、ABS故障警報装置の作動確認試験並びに駐車制動装置静的性能試験	FMVSS に適合している旨のラベルが当該自動車に貼付されていることにより確認する。
細目告示別添10～93（略）	

<p><u>附 則</u>（平成 16 年 4 月 16 日検査法人規程第 2 号） <u>この規程は、平成 16 年 4 月 20 日から施行する。</u></p>	
-----------------------------------------------------------------------------------------	--